

2026 No.81

東北支部報



一般社団法人
日本補償コンサルタント協会東北支部

一般社団法人日本補償コンサルタント協会 倫 理 綱 領

一般社団法人日本補償コンサルタント協会は、公共事業の有する意義並びに地域社会及び個人に及ぼす影響の重要性に鑑み、会員がその専門的知識と経験を活用して、諸権利の調整並びに補償の適正な実現に資し、もって公共事業の円滑な推進と公共の福祉の増進に寄与することが補償コンサルタントとしての使命であり、常に倫理の高揚と使命の達成に努めるものであることを宣言し、ここに会員の総意に基づいて倫理綱領を定め、会員がこれを遵守して、良心に従い誠実に職務を遂行することを誓うものである。

1. 資質の向上と品位の保持

会員は、社会の進展と複雑多様化する補償業務に対処するため、常に知識技能を研鑽し、専門職業家としての資質の向上と、品位の保持に努め、社会的評価の向上を図らなければならない。

2. 公 正 の 維 持

会員は、補償コンサルタント業務の公正性に鑑み、常に厳正中立の立場に立って業務を行い、公正を欠くことのないよう特段の注意を払わなければならない。

3. 守 秘 業 務

会員は、業務上知りえた秘密を他に洩らしてはならない。
ただし、依頼者から許されている事項についてはこの限りでない。

4. 不当競争の禁止

会員は、業務の受注にあたり、不当な競争をしてはならない。

5. 相 互 協 力

会員は、業務の遂行にあたり、必要のあるときは、会員相互間の技術提携あるいは他の専門家の協力を求めるよう努めなければならない。

6. 法令等の遵守、名誉保持の義務

会員は、法令、本会の定款、規則、規定その他の定めを遵守し、直接であると間接であるとを問わず、自己又は他の会員若しくは協会の名誉又は信用を傷付けるような行為をしてはならない。

表紙写真説明

撮影場所　鳥海山（秋田県由利本荘市鳥海町百宅地区）

令和14年度に完成予定の鳥海ダムの建設に伴い、湖底に沈む鳥海町百宅（ももやけ）地区。

百宅地区は日本百名山の一つに数えられる名峰「鳥海山」の東隣に位置する自然豊かな地域で、マタギ文化や山神様の伝承、森林鉄道や山伏神楽、真言宗の開祖である弘法大師（空海）が修行したと言い伝えられる弘法洞穴など、豊かな文化と様々な逸話を持つ魅力あふれる地域でもあります。

この地区は、地域の人々をはじめとする多くの人の協力により、子吉川流域の暮らしを守るダムとして生まれ変わります。

支部報 2026. NO 81

目 次

卷頭言	1
・青森県基本計画「青森新時代」への架け橋 ～県土整備部の取組について～	
青森県 県土整備部長 新屋孝文	
新年挨拶	2
・「新年のご挨拶」 (一社)日本補償コンサルタント協会 東北支部長 田村道雄	
補償事例	3
・令和元年 台風第19号で被災した大規模墓地の補償事例 (G I Sによるデータ管理の必要性と墓地調査のDX化を目指して)	
(株)桑折コンサルタント 佐藤悟	
受注業務等アンケート結果報告	11
・受注業務等アンケート調査結果について	
補償業務委員会	
随想	36
・「50・60?!」	
(株)開発技研 代表取締役 小笠原都義	
会員紹介	37
・「会員紹介」	
(株)横山測量設計事務所 代表取締役 鈴木一春	
・Solution for the Next 一次世代を築くー	
日栄地質測量設計(株) 代表取締役 高橋肇	
・「会員紹介」	
佐藤測量設計(株) 代表取締役 佐藤重之	
若手職員紹介	40
・補償の世界で生きる	
陸奥テックコンサルタント(株) 佐藤優	
会員の広場	41
・用地補償業務基礎研修Ⅰ期を受講して	
中井測量設計(株) 佐藤健人	
・用地補償業務基礎研修(Ⅰ期)を受講して	
(株)春日測量設計 田島夕希	
・「中級研修を受講して」	
(株)三和技術コンサルタント 土田一成	
・「総合補償実務研修を受講して」	
(株)三和技術 坂本慎吾	
・専門研修(土地収用)を受講して	
(株)みちのく計画 蝦名鉄三	
事業報告Ⅰ	46
・東北地方整備局との意見交換会について	
・第22回 補償業務発表会	
・設立60周年記念講演・令和7年度東北地区用地対策連絡会補償事例発表会 (東北地区用地対策連絡会主催)	
・令和7年度 用地補償業務基礎研修(Ⅰ期)カリキュラム	
・令和7年度 中級研修カリキュラム	
・令和7年度 専門研修(土地収用)カリキュラム	
・令和7年度 用地補償業務基礎研修(Ⅱ期)カリキュラム	
・令和7年度 総合補償実務研修カリキュラム	
・「6協会合同コンプライアンス」研修会(Web配信)ー六団体共催ー	
・東北地区土地政策推進連携協議会 第2回講演会	
・東北地区土地政策推進連携協議会 講習会	
事業報告Ⅱ	72
・役員会、委員会、意見交換会、その他事業について	
県部会の所在地	86
PRコーナー	87
編集後記	88



青森県基本計画「青森新時代」への架け橋 ～県土整備部の取組について～

青 森 県

県土整備部長 新 屋 孝 文

一般社団法人日本補償コンサルタント協会東北支部会員の皆様におかれましては、平素より、本県の県土整備行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、本県では、青森県基本計画「『青森新時代』への架け橋」を策定し、2040年のめざす姿として「若者が、未来を自由に描き、実現できる社会」を掲げています。

その実現に向けて、県土整備部では、「県民の暮らしと未来を、インフラで支え、組織力で応える」を組織目標とし、激甚化・頻発化する風水害や地震災害から県民の生命と暮らしを守り、災害に強い「安全・安心な県土づくり」を強力に推進しています。

具体的には、令和7年7月に本県で開催された全国知事会議で取りまとめられた「青森宣言」では、インフラ施設の適切な維持管理や予防保全型インフラメンテナンスへの本格転換に向けて、対策の加速化・深化を図っていくために必要な予算の確保及び最新のデジタル技術の活用が盛り込まれたところであり、本県ではインフラ施設の老朽化対策に注力しているほか、各事業では次のような取組を実施しています。

道路事業では、下北半島縦貫道路むつ南バイパス、横浜南バイパスを令和8年3月に新たに供用するほか、防災・減災、国土強靭化と産業・交流を支える主要幹線道路ネットワークの整備促進を図っています。

また、令和6年末からの記録的な豪雪で県民生活に混乱が生じたことを踏まえ、県民の安心感につながる冬期間の安全確保に向けたデジタル技術を活用した除排雪の最適化・効率化にも取り組んでいます。

河川事業においては、令和3年度までに全ての県管理河川で流域治水プロジェクトを策定してお

り、令和6年7月に県内初の特定都市河川に指定した鰺ヶ沢町の中村川をはじめとして、流域のあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う流域治水の取組を加速させています。

また、現在、堤体基礎掘削を施工している青森市の駒込ダムについては令和13年度の完成に向けた整備を進めています。

港湾事業では、持続的なクルーズ船の寄港拡大に向け、選ばれる寄港地となるための受入体制の整備を推進しています。

上下水道事業では、大規模な事故につながるおそれのある箇所を重点的に点検・調査し、強靭で持続可能な上下水道システムの構築に向けて上下水道一体での耐震化対策等を推進しています。

そして、こうした事業の推進に当たっては、地域の守り手である建設業が不可欠であり、ICTの活用やDXの導入によって建設産業における労働力不足への対応や生産性の向上を図り、未来の担い手があこがれる魅力的な建設業への変革に取り組んでいます。

最後に、社会资本整備の推進に当たり必要不可欠となるのが、計画的かつ円滑な用地の取得です。近年、行政情報の透明性や公正性に対する住民の視線が非常に厳しくなっており、地権者の権利意識の高まりや補償内容の多様化等を受けて、より一層の知識や専門性が求められています。

本県としては、起業者としての説明責任を果たし、透明性の確保に努めるとともに、事業に対して地権者や地域住民の十分な理解と協力を得ながら、公正かつ迅速に用地取得を進めてまいりたいと考えています。

貴支部会員の皆様におかれましては、今後とも公共事業の円滑な推進に御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。



「新年のご挨拶」

(一社) 日本補償コンサルタント協会
東北支部長 田 村 道 雄

明けましておめでとうございます。東北支部会員の皆様におかれましては、清々しく、また新たな期待に満ちた年として新年をお迎えになられたこととお慶び申し上げます。平素より東北支部の活動に対しまして多大なるご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

昨年の東北地方では、カムチャツカ地震に伴う津波、秋田県での豪雨災害、青森県から宮城県にかけて観測された三陸沖地震、そして岩手県大船渡市における約2,900ヘクタールの大規模山林火災など、東北各地で非常に厳しい災害が相次いだ一年がありました。これらの災害からの復旧・復興に向け会員企業の皆様が果たされた役割、そして日頃から東北の安全・安心を支える社会資本整備に貢献しておられることに、あらためて深く敬意と感謝を申し上げます。

また、昨年は国政において政権交代が行われ、高市内閣ではわが国の持続的成長を支える柱として「責任ある積極財政」が掲げられました。さらに、防災・減災、国土強靭化を計画的に推進するための「強靭化中期計画」が示され、老朽化インフラ対策や災害リスク低減に向けた施策が中長期的に展開される見通しとなりました。これらの政策は、社会資本整備に携わる私たち補償コンサルタントに対する期待が一層高まっていることを示しており、当支部としても、国や自治体の動向を的確に捉え、必要な技術提案や研鑽を進めて参りたいと存じます。

生成AIについても、今年は特に大きな進化が見

られました。GPT-5系モデルをはじめとした高度なマルチモーダルAIの普及、自治体・建設分野でのAIアシスタントの本格導入、国によるAI活用ガイドラインの整備など、業務での活用が急速に現実味を帯びてきております。AIによる文章解析・図面読解・リスク抽出など補償業務に直接活かせる技術も次々と登場しており、生産性向上の観点からも大きな転換点を迎えています。当支部では、こうした状況を踏まえ用地DX部会を中心に、最新技術の調査研究、導入時の課題整理、リスキリング研修、生成AI活用指針の検討などに取り組んでおります。

また、頻発する災害への備えとして、県部会では各県・市との災害協定の締結を進めて参ったところであり、協定内容の充実化や運用の高度化を図るとともに、平時・非常時を問わず発注者から信頼される「真のパートナー」となるべく、会員企業の資質向上に努めて参ります。加えて、補償コンサルタントが災害発生時に果たすことのできる役割についても、発注者への周知を続け、地域全体の災害対応力強化に寄与して参りたいと考えております。

結びに、会員の皆様におかれましては、本年も変わらぬご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、令和8年が皆様にとって実り多き一年となり、会員企業の皆様のご健勝とご発展を心より祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。

受注業務等アンケート調査結果について

補償業務委員会

標記について、支部会員あてに「受注業務等アンケート調査」を令和7年8月25日から9月30日までの期間で実施し、67会員から回答（回答率約50%）をいただきました。

会員の皆様のご協力に対しまして、厚く感謝申し上げます。

なお、アンケート調査の結果については、今後の支部及び各県部会活動の参考とさせていただきますとともに、項目3、4及び6について東北地方整備局との個別事項に関する意見交換会において、対応をご相談させいただくこととしております。

以下が、照会事項及びいただいた回答になります。

項目1 補償業務の効率化に向けた対応について

【照会内容】

補償業務において、効率化に向けて新たな技術（用地DX）を活用している事例がありましたら、概要をご記入ください。また、活用した場合のメリット、デメリットがありましたらご記入ください。

(1) 3Dレーザースキャナ及びUAV関係等の活用

1	<p>【活用事例】</p> <ul style="list-style-type: none">・建物外観調査には、3Dレーザースキャナを、内部調査は360度カメラを活用し、360度カメラで撮影した写真を内業で活用している。 <p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none">・計測の時間短縮及び正確性・客觀性が向上した。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none">・天候に左右される点、並びに敷地状況や建物内部の状況により活用できない場合が生じる。
2	<p>【活用事例】</p> <ul style="list-style-type: none">・3Dレーザーによる測量及び360度カメラを使用して現地の撮影を行い、用地立会に使用している。 <p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none">・立会について、高齢者の参加が多くなっているため現地に行かず確認いただける。
3	<p>【活用事例】</p> <ul style="list-style-type: none">・3Dスキャナーを使用して直接作業できない高所部分の調査を行った。 <p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none">・建物全体、柱間の距離や配置的な部分の大まかな調査に対しては活用できた。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none">・建物細部の寸法や裏側の状況確認では、操作に不慣れであり十分に活用できなかつた。また、データが大きく処理に時間を要した。

~~~~~(受注業務等アンケート結果報告)~~~~~

|   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4 | <p><b>【活用事例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・360° カメラによるチェック、ドローンによる建物屋根形状の確認及び空撮画像と境界データを重ねての図面作成している。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 5 | <p><b>【活用事例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ドローン、360° カメラで撮影した映像を使用した説明による境界立会の実施</li> </ul> <p><b>【メリット】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・急峻地における転倒・転落等の事故リスクの低減、及び高齢者に対する身体的負担を軽減が図られる。</li> </ul> <p><b>【デメリット】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・撮影等の事前準備、会場準備、資材準備に多くの時間をする。</li> </ul>                                                                                                                                                                 |
| 6 | <p><b>【活用事例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物屋内調査で3Dレーザスキャナを使い調査を実施。</li> </ul> <p><b>【メリット】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査箇所の洩れも後で確認できる。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 7 | <p><b>【活用事例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補償業務において360° カメラを用いた図面作成</li> </ul> <p><b>【メリット】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・360° カメラを用いた図面作成との確認チェック等で調査漏れや作図ミスの確認が容易になりました。</li> </ul> <p><b>【デメリット】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ容量の大幅な増加とPCの性能によっては見れない場合があります。</li> </ul>                                                                                                                                                                      |
| 8 | <p><b>【活用事例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・UAV（ドローン）による写真測量を活用し、オルソ画像及び三次元点群データを作成しています。</li> </ul> <p><b>【メリット】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オルソ画像や点群データを活用することで、地形の状況や土地の利用状況を視覚的かつ正確に把握できます。土地調査段階でこれらのデータを取得し、後続の物件調査や土地評価等で利用することで、各作業の手戻りをなくし、補償業務全体の効率化に繋がります。また、関係者への説明資料としても有効であり、事業の円滑な推進にも貢献します。</li> </ul> <p><b>【デメリット】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・UAVの飛行には航空法等による飛行制限があり、許可申請や関係機関への事前周知といった手続きが煩雑です。また、天候に左右される点も課題です。</li> </ul> |
| 9 | <p><b>【活用事例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地上レーザー機器を使用し3次元点群データを作成し、配置図や立面図等を作成している。</li> </ul> <p><b>【メリット】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実測できない箇所の測定、社内で見直が可能、外業時間の短縮がはかられる。</li> </ul> <p><b>【デメリット】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用機器が高価である。当社では他部署へ依頼しているため迅速な対応が難しい状況である。狭小の土地に対応できるか不安である。</li> </ul>                                                                                                                                        |

~~~~~(受注業務等アンケート結果報告)~~~~~

| | |
|----|---|
| 10 | <p>【活用事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドローン空撮による地形図を用地平面図と重ねて出力している。 <p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注者や地権者から成果品が分かりやすいと評判が良い。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託費に含まれていないのでサービスである。 |
| 11 | <p>【活用事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工損調査時におけるドローン撮影による分析。 <p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋根の損傷判断の精度が向上した。 |
| 12 | <p>【活用事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・据置型3Dレーザーを使用して、三次元化。 ・赤外線を使用した外壁調査。 ・UAVを使用した配置図作成等。 ・360度カメラ。 ・本社、支店間でWEB会議の実施。 <p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観測漏れによる現場へ再度赴く必要性なし。視認性が向上し、地権者ならびに発注者への説明力向上。最新の航空写真の作成。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機器費が高額。作業により、許可申請が必要。WEB会議について、主旨が伝わりにくい時がある。 |
| 13 | <p>【活用事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・碎石プラント設備の移設補償額算定に際し、UAV搭載型レーザースキャナ計測の点群データにより、敷地内の残採掘量や在庫碎石量を把握し、移転工程や休業補償期間の認定、移転予定地の超過造成費算定に活用した。また、碎石プラント設備の調査の際にも地上レーザースキャナ計測を活用し、点群データを補足資料として使用した。 <p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活用により相手方の稼働時間への影響を最小限に止めることができた。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・費用の計上をお願いしたい。 |
| 14 | <p>【活用事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・360°カメラを使用（調査モレ対策） |
| 15 | <p>【活用事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドローンを活用した測量 <p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地権者所有地が明確になる。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地撮影時の周知方法が煩雑である |

~~~~~(受注業務等アンケート結果報告)~~~~~

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 16 | <p><b>【活用事例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3Dレーザーを使用した調査（実証実験段階）</li> </ul> <p><b>【メリット】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・効率的、安全面の確保。</li> </ul> <p><b>【デメリット】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハード面の整備。</li> </ul> |
| 17 | <p><b>【活用事例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ドローンを用いた空中写真と公図を重ねて所有者に説明する図面を作成している。</li> </ul> <p><b>【メリット】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・写真で説明出来る（視覚で確認できることから）所有者の説明が今までより行いやすくなった。</li> </ul>                                   |

(2) 電子黒板等（タブレット含む）の活用

|   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | <p><b>【活用事例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物等事前調査において電子黒板の活用</li> </ul>                                                                                                                                                                                                              |
| 2 | <p><b>【活用事例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工損調査において電子看板システムの導入。</li> <li>・LiDARスキャナによる座標取得及び損傷状況のスキャニング（試行段階）。</li> </ul>                                                                                                                                                             |
| 3 | <p><b>【活用事例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地盤変動影響調査の現地調査で、タブレットを使用している。</li> </ul> <p><b>【メリット】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査書と連動していることから、内業時の調査書作成時間の短縮となっている。</li> </ul>                                                                                       |
| 4 | <p><b>【活用事例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・野帳の電子化（タブレットを使用した野帳作成）</li> </ul> <p><b>【メリット】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・撮影した写真に寸法等の記入が行えるため、時間短縮となる。</li> </ul> <p><b>【デメリット】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・悪天候時の使用、バッテリーの時間制限、重量等が課題。</li> </ul> |
| 5 | <p><b>【活用事例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・タブレットによる電子看板、内部調査（間取り含む）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                        |
| 6 | <p><b>【活用事例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子黒板の使用</li> </ul> <p><b>【メリット】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・転記ミスが無い。写真と記事を連動させ、帳票自動作成。</li> </ul> <p><b>【デメリット】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・操作方法が複雑。</li> </ul>                                    |

~~~~~(受注業務等アンケート結果報告)~~~~~

| | |
|----------------|--|
| 7 | <p>【活用事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調査で立木調査及び動産調査をPC、タブレットを利用して直接入力している。 <p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内業での入力作業の軽減。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地作業者の機器操作対応力により調査時間が増となる場合が生じる。 |
| 8 | <p>【活用事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立竹木、動産及び事業損失の調査において、電子野帳を使用している。 <p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内業時において、データ整理の業務効率が高い。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務従事者について、調査時の電子媒体に問題が生じた場合及び内業用ソフトを使用するための知識が必要になる。 ・そのため、用地DXの知識習得のための研修等の開催を望みます。 |
| (3) その他 | |
| 1 | <p>【活用事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用地支援システムを使用しています。 <p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本入力をすることにより、各調書等に反映され省力化がなされた。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティリスクがある。 |
| 2 | <p>【活用事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立木調査において、胸高直径や樹高の計測にスマートフォン用アプリを活用しています。 <p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業時間が短縮できること、及び高い測定精度で計測がされることなどがあります。 |
| 3 | <p>【活用事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GISソフトにより法務局備付地図データでの所在確認を行った。 |
| 4 | <p>【活用事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工損専用ソフトを活用し作業の効率化を図っている。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工損専用CADも活用したいが、現場作業で時間を要し調査時間に支障が生じて活用までにはいたらない。 |
| 5 | <p>【活用事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補償ソフトの有効活用 <p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計算ミスや入力者の経験値による差が少なくなる。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入力方法を学習するまでの期間が発生する。 |

~~~~~(受注業務等アンケート結果報告)~~~~~

|   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6 | <p><b>【活用事例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・現場での配置図作成にトータルステーションを使用している。</li></ul> <p><b>【メリット】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・農村部等において、不整形地の調査で作業時間の短縮ができる。</li></ul> <p><b>【デメリット】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・事前調査で使用する際は、一度帰社し図面化が必要。</li></ul> |
| 7 | <p><b>【活用事例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・植物判定としてグーグル（画像）検索を活用している。</li></ul> <p><b>【メリット】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・現地において、实物と画像で確認できる。</li></ul> <p><b>【デメリット】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・植物により、整合性の面で不安がある。</li></ul>                    |

## ~~~~~(受注業務等アンケート結果報告)~~~~~

### 項目2 支部研修に関する要望について

#### 【照会内容】

現在、支部においては、年間8つの研修を実施しております。現在実施している8つの研修に関する要望、あるいは新規開催を希望する研修等についてご記入下さい。

#### (1) 開催方法または開催時期に関するもの

|   |                                                                                                                                        |
|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 実際に業務を行ってから、質疑応答形式の研修を7月頃を目安に実施いただきたい。左記が不可能な場合は、質疑をまとめてホームページ等で回答をお願いしたい。                                                             |
| 2 | 集合方式で開催されている研修のうち、「座学の部分」をWeb方式で行うことができれば、遠方から参加される方の負担減に繋がるのではないかと考えます。                                                               |
| 3 | 現在実施されている8つの研修に加え、各部門の専門性をより高めるため、「営業調査」「事前調査」「土地評価」といった部門ごとの研修を増やしていただくことを希望いたします。                                                    |
| 4 | Web研修が主体であるため参加しやすい状況が継続されていると感じます。その一方、感想文データの文字数制限確認やとりまとめ送付等、申込み責任者の負担が大きいため、データでの提出ではなく、Web上で各自が感想を記載し、送信できる形式に統一して頂きたくご検討をお願いします。 |
| 5 | Web方式の研修も増えてきているが、タイミングよく受講できない場合があるので、オンデマンド形式の研修も増やしてほしい。                                                                            |
| 6 | 今後ともWeb研修で実施してもらいたい。                                                                                                                   |
| 7 | 現場研修を取り入れてほしい。                                                                                                                         |

#### (2) 講義内容（新規含む）に関するもの

|   |                                                                                                         |
|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 補償コンサルタント業務におけるAI活用に関する研修。                                                                              |
| 2 | 現状の講義内容で良いかと考えます（他1件）。                                                                                  |
| 3 | 今年度改訂となりました、建築確認申請について、各県ごとに規定等がある様なので、もっと詳しい研修をして頂きたい。                                                 |
| 4 | 補償業務が減ってきている中で実務経験が少ない職員に対し初級研修は助かっています。中級及び上級研修について受講回数等で補償業務管理士専門課程の受験資格に組み込むことができないかご検討をお願いしたいと思います。 |
| 5 | ①石綿調査（アスベスト）の調査から算定までの（一連の流れ）実務研修（他1件）<br>②事前に各会社での疑問点を取りまとめ、その内容をグループワークで他社の方と質疑応答形式の研修                |

~~~~~(受注業務等アンケート結果報告)~~~~~

| | |
|----|---|
| 6 | 以前は、建築事務所からの転職や上司からの技術継承等により技術習得していたが、年々、機会も減ってきているため、現場調査の実務研修（野帳作成→図面作成ができる程度）を増やして頂きたい。 |
| 7 | 立竹木調査で判断基準などの研修会。 |
| 8 | 新人育成において、基本的な専門分野毎の補償業務の基本を学べる講習会等があつても良いかと思われます。 |
| 9 | 昨今、移転工法の考え方について、発注者と受注者でズレを感じる場合があります。発注者独特の考え方やルールがあるのは承知しているが、基本的な考え方等、最低限、両者で共通の認識を持てるような研修を発注者にも実施してほしい。 |
| 10 | 用地DXについての開催「使用例、機器の紹介、デモンストレーション」等。 |
| 11 | 土地調査、物件、営業補償（他1件）、機械工作物、事業損失（事前、事後・他2件）のそれぞれの部門について、基本的な学習と事例を挙げた講義をしていただきたいです。 |
| 12 | 転職等により中途から用地職員に転向し、用地の基礎を習得したい職員に対して、用地の基礎講座を実施していただきたい。 |
| 13 | ①デジタルツール活用研修
単にツールの使い方を学ぶだけでなく、実際の業務にどう落とし込むか、具体的な事例を通して学ぶ研修を新設してはどうか。
例）クラウドサービス、生成AIの活用方法など
②補償額算定における消費税に関する研修
税務署、税理士等の専門家による講義及び質疑応答など
③WEB研修（特にオンデマンド）を増やしてほしい。 |
| 14 | 新技術の活用事例、効率化に関する研修。 |
| 15 | 支部単位では難しいことを前提とし、座学や事例発表のみで人により知識の向上は図れるのかとは思うが、CPDポイントを得るためにだけの手段にしか感じず、マンネリ化しているように思う。技術力向上も主として考えるのであれば、実地研修（特に初級者向け）を行い、支部および協会として技術力向上をすることが必要ではないか、と思う。現在は用地交渉における実務研修はあるが、初級者の座学だけ行っても中々イメージをしにくいのではないか。各社の教育や知識の塊ということは重々承知しているが、協会として、支部として補償コンサルタントの重要性を広めていくには、会員相互で技術力向上を図る必要性が重要と考える。
土地収用に係る、具体的な実測図等ならびに帳票等の作成研修。 |
| 16 | メンタルサポートのような業務補助になる研修・講習を拡充していただきたい。 |
| 17 | 今まで通り、Web研修だとありがたいです。 |

~~~~~(受注業務等アンケート結果報告)~~~~~

|    |                                                                                                              |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 18 | 中級者以降（経験年数20年程度）が受講できる専門研修をweb形式で4月から5月頃に開催して欲しい。具体的には、太陽光発電設備に関する損失補償の改訂後に太陽光パネル（屋根設置型）の算定等の事例を交えた研修を要望します。 |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(3) その他（支部で実施している研修以外についての要望）

|   |                                                                                                                                                                     |
|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 補償金算定標準書の改訂に伴う研修時間をもう少し長くして、詳しく説明してほしい（他1件）。<br>【支部事務局からの回答】<br>支部においては、標記研修を実施しておらず、東北地区用地対策連絡会事務局からの要請として、例年各県用対連と各県部会の共催で開催しております。頂戴したご要望を東北地区用地対策連絡会事務局に申し伝えます。 |
| 2 | 専門科目研修をWEBでなく従来の研修にしていただきたい。<br>【支部事務局からの回答】<br>ご照会の研修は、補償業務管理士に関する研修になりますので、支部では実施しておりません。なお、本部担当部局にその旨を申し伝えます。                                                    |
| 3 | 入社2年目までを対象とした補償業務管理士試験（共通部門）対策研修。<br>【支部事務局からの回答】<br>当協会が資格を付与する試験となりますので、協会において受験対策に関する研修は、実施いたしません。ご理解のほどお願いいたします。                                                |

### 項目3 請負基準、積算基準について

#### 【照会内容】

現在は、東北地方整備局制定の請負基準、積算基準がホームページ上で公表され、用対連の会員である各起業者がほぼその内容を使用しているようです。

そのため、受注業務の履行にあたり、東北地方整備局制定の請負基準、積算基準の適用にあたつての疑義、要望についてご記入下さい。

#### (1) 歩掛の制定（補正率含む）、改訂及び適用の疑義について

|   |                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 積算基準の項目において、石綿調査に伴う歩掛を追加（分析調査及び見積書が必要になった場合の設計数量）いただきたい。<br>また、石綿調査の調査表を作成いただきたい（同2）。                                                                                                                                                               |
| 2 | 地盤変動影響調査にあたり、調査対象者が調査を辞退する場合に辞退書を提出する事になっています。辞退した場合は、数量減となり歩掛かりに反映ず、辞退者が多くなると業務の負担になります。そのため、その場合の歩掛けを追加していただきたい。                                                                                                                                  |
| 3 | 積算基準の項目において、廃材処分単価の作成（単価微収、運搬距離測定、比較表作成等）を作成いただきたい（同1）。                                                                                                                                                                                             |
| 4 | 積算基準の項目において、関係機関への聞き取り調査（報告書等を作成するもの）を作成いただきたい。                                                                                                                                                                                                     |
| 5 | 積算基準の項目において、委任状等により公的資料を取得するもの（上下水道の宅地内配管図等、名寄帳写し等）を作成いただきたい。                                                                                                                                                                                       |
| 6 | オルソ画像作成については、作成費用が積算基準に明確に規定されていないため、多くの現場で受注者が起業努力により提供しているのが実情です。業務の品質確保と公正な競争環境の維持のためにも、オルソ画像作成の費用を適正に計上できるよう、新たな積算基準を設けていただくことを要望します（同1）。                                                                                                       |
| 7 | 移転工法（案）の検討の際の補償金算定において、複数の移転工法（案）を比較検討することは、算定の妥当性を担保する上で極めて重要かつ不可欠な作業です。しかし、この検討作業に要する費用が積算基準に規定されていないため、十分な検討時間を確保できず、円滑な用地取得に影響を及ぼすケースも懸念されます。これら重要な作業に対し、適正な対価が支払われるよう、実態に即した積算基準を整備していただくことで、業務品質の向上と円滑な事業推進が図られるものと考えます。ご検討のほど、よろしくお願い申し上げます。 |
| 8 | 物件調査算定業務で電子データの提出が一般化しているが、歩掛が制定されておらず、データ変換だけでも、相当な作業量になることから歩掛を制定いただきたい。<br>また、移転工法検討については、検討した複数の移転料を算定する場合の歩掛が欲しい。                                                                                                                              |
| 9 | 地盤変動影響調査において、建物等内部調査が拒否された場合は、現在6割が計上されているが、建物内的一部について調査拒否の場合はどうなるのか。<br>また、工作物の数量計上適用範囲について、附随工作物は対象となるのか（建物に含まれる？）。また、ブロック塀のみの場合の計上方法はどのようにするのか教授願いたい。                                                                                            |

~~~~~(受注業務等アンケート結果報告)~~~~~

| | |
|----|---|
| 10 | 工損調査での建物区分について、構造・用途・面積以外に経過年数が作業のウエイトに大きく影響するケースが多いので、補正係数等で割増（概ね何年以上経過）等の対応ができないでしょうか（同1）。 |
| 11 | 現在、被補償者が使用している物件等は、仕様が改良されて変わってきた感じです。
例えば、農業用ビニールハウスは、ビニールを開閉するための巻き上げ機がセットされている場合が標準化しておりますが、見積を微収している状況です。
そのため、対象となる物件等で汎用性の高い物件については仕様等の変更をお願いします。 |
| 12 | 地盤変動影響調査の非木造建物の区分は、用途及び規模によって歩掛が作成されていますが、建物構造によって、さらに細分化することは出来ないでしょうか。 |
| 13 | 建物等の事前調査および事後調査において、報告書を作成後、調査対象者への調査結果説明（相手方と日程調整の上、再訪問し説明後、確認書への署名、押印を依頼 ※起業者によっては副本を渡す）を通例的に実施していますが、こちらの作業は現行の歩掛の中に含まれているのでしょうか。 |
| 14 | 積算基準において、「土地の登記記録調査」や「権利者確認調査」（いわゆる資料調査）の標準作業量は10,000m ² 当たりとなっているが、〇〇筆当たりとした方が調査実態に即しているのではないか。※境界測量等については現状のままで良い。 |
| 15 | 複数の離れた箇所を一括発注する場合に、現地踏査は1業務としか計上されていないため、各箇所数分を計上して頂きたい。 |
| 16 | 保安林解除申請書類作成業務で、旅費交通費の直接往復費は外業を伴う現地踏査と写真撮影が対象となりますが、発注規模が小さい場合は、工期算定上1日分しか計上されない場合があります。しかし、当該作業については時期が異なるため、2日分を計上して頂きたい。 |
| 17 | 国有林野所管換業務に伴う4級基準点測量を行う場合に、森林管理署からは小コンクリート杭の設置を求められるため、3級基準点でなくてもコンクリート杭設置費用を計上して頂きたい（事務所の対応が相違している）。 |
| 18 | 工損の歩掛が安価である。 |
| 19 | 用地補償総合技術業務費積算基準の表2に、区分B-イ（補正率0.30）の判断基準が新設されましたが、借地の公共用地交渉（新規または継続）の場合等、例示について、より明確にしていただく様お願いします。なお、区分B-ロ（補正率0.50）(3)に「土地に土地所有者以外の者が所有する野立看板等が存するもの。ただし、この場合の権利者数は1名とする。」とありますが、簡易な物件の例示として用いられている「野立看板」は屋外広告物条例による申請許可が義務付けられ、再築の場合には減耗控除を要することから、その補償内容説明は近年難しさを増しています。例示の見直しを検討していただく様お願いします。 |

~~~~~(受注業務等アンケート結果報告)~~~~~

|    |                                                                                                                                                                                                                                           |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 20 | 例えば、独立工作物 1 箇所の調査、算定の業務委託において、関係人が 3 名いる場合（基礎の所有者、本体所有者、盤面の所有者・さらにそれぞれ遠隔地居住）と関係者 1 名で完結する場合で、歩掛上は、同じ取り扱いになる点と工期の設定について、改善を要望します。                                                                                                          |
| 21 | 現在、附帯工作物の中に含まれる立木（庭木）調査について、規模補正があれば良いと考えている。                                                                                                                                                                                             |
| 22 | 移転工法を検討する場合について、3 工法を超えて経済比較する場合は、1 工法増える毎に設計書の数量に算定 1 を加算してもいいでしょうか。また、改造工法による建物移転料では、図面・数量計算が生じますので、設計書の数量に改造建物 1 棟毎に加算を要望します。                                                                                                          |
| 23 | 積算基準 第 7 営業その他の調査 8 その他通損に関する算定の区分で、標準家賃調査ありと標準家賃調査なしの相違についてご教授願います。また、標準家賃調査ありの内業で図面等に歩掛かりが計上されていますが、どのような作業を見込んでいるのでしょうか。                                                                                                               |
| 24 | 積算基準 第 7 営業その他の調査 9 標準家賃の算定の作業内容と上記 8 仮住居、借家人又は家賃減収補償（標準家賃調査あり）の作業内容の相違をご教授下さい。                                                                                                                                                           |
| 25 | 見積書を徵収する場合に、類似性の考え方が明確化されていないことから、具体例を明示いただきたい。                                                                                                                                                                                           |
| 26 | 積算基準が改訂された場合は、改訂事項の内容及び取り扱いについても明示いただきたい。                                                                                                                                                                                                 |
| 27 | 保安林解除申請書類作成業務で、「申請協議」が許認可機関との協議なのか発注者との協議なのか、または両者との協議なのか設計書では、判断ができず、旅費計算に苦慮しており、設計書に明記いただきたい。                                                                                                                                           |
| 28 | 地盤変動影響調査の事後調査業務において、建物不等沈下が大きい場合は通常の補修と異なり、作業量が増大（給排水設備の調査）し、曳家工事費算定と同程度の作業量となることから、同程度の歩掛かりの追加を要望します。                                                                                                                                    |
| 29 | 測量業務における外業の不稼働係数について、設計業務等標準積算基準書では、土木工事を準用と規定されているが、内業と同様に当該基準書に明記いただきたい。                                                                                                                                                                |
| 30 | 管理されていない空き家や避難指示区域内の調査で、草刈りしないと物件が見えない場合がある。また、空き家などは代替わりなどで聞き取りしても不明であったり全体的に草刈りして物件を探すことになるが、そのような草刈りする項目を設定することはできないか。<br><b>【支部事務局からの参考回答】</b><br>荒廃地等で刈り払いが生じる場合の費用については、昨年度以下の回答がございました。<br><b>【R 6】「発注者と別途、対応について協議をお願いいたします。」</b> |

~~~~~(受注業務等アンケート結果報告)~~~~~

| | |
|----|--|
| 31 | <p>建物の調査時（工損調査含む）には所有者の立会いをお願いし、通常は家屋内のため調査中拘束することになるため、土地調査と同様立会い謝金を設定して頂くと理解と協力が得やすいと考えます。</p> <p>【支部事務局からの参考回答】</p> <p>建物所有者及びアパート等の事業損失調査に対する立会謝金については、昨年度以下の回答がございました。</p> <p>【R 6】「現時点では立ち会いは、関係者の財産権に内在するものと理解しており、要望として承ります。」</p> |
| 32 | <p>所有者の都合により、立会い等の作業を休日に実施する場合が多くあるため、調査員の休日割り増しの制定をお願いしたい。</p> <p>【支部事務局からの参考回答】</p> <p>所有者の都合に基づく休日作業の歩掛かりについては、昨年度以下の回答がございました。</p> <p>【R 6】「歩掛かりの補正は想定していないが、要望として承ります。」</p> |

(2) その他

| | |
|---|--|
| 1 | 現場の状況や業務の内容も多種多様化して全てに合致する内容はできないと思いますが、積算する際の基準になり参考になっています。 |
| 2 | 再算定業務にあたって、県・市レベルでは業務委託として適切に発注されていますが、町村では、過年度業務のサービスと捉えている起業者もあります。また、委託しても予算に合わせた見積書を求められるなど、再算定業務についての理解が不足していると思われるところがあります。補償コンとして、再算定業務についての理解を周知する必要があるのではと思います。 |
| 3 | 一部発注者で、積算基準を曲解しているものがいます。積算基準について細部の考え方も発注者向けに研修を開催してほしい。 |
| 4 | 建物調査業務では、契約価格と実際の調査結果との相違により、減額調整や前払金補償の返還が生じ、事務手続きの負担となっています。こうした負担軽減や事務処理効率化に向けた、ご検討をお願いします。 |
| 5 | 補償コンの会員以外のコンサルに対しても、適切な情報提供が必要であると感じる。市町村の職員の考え方や、他（会員以外）のコンサルの成果を見て、標準書の解釈がまちまちであることが見受けられる。そのような方々にも、適切な情報が収集できる機会を設けてはいかがか。 |
| 6 | 年度初めに、標準書の変更箇所の研修会を開いて頂きましたので、社内で周知徹底させております。 |

項目4 補償業務に関する制度改善等について

【照会内容】

補償業務を実施するにあたり、現在の制度に関する改善あるいは新設等の要望についてご記入下さい。

(1) 業務の簡素化等について

| | |
|---|--|
| 1 | 調査方法について、統計値を利用する等調査時間を短縮できるようにしてほしい。 |
| 2 | 補償金額を算定する際の手法が難しくなっているので、簡素化いただきたい。 |
| 3 | 省エネ基準について、考え方や適応判断が難しく事例が無いため行政へ確認したが、担当者も補償の観点から見た考え方や判断基準が解らない状況です。昨年度の建築基準法の改正や県での対応の違いあり複雑化しきると思われます。簡略化できないのか検討をお願いしたい。 |

(2) 補償基準等の改正について

| | |
|---|--|
| 1 | 曳家移転料算定要領で算定を行った場合、実情に比べてかなり高額になっているように思います。木造建物〔I〕以外の建物（非木造など）については、見積徴収となっています。この場合、木造建物と非木造建物での逆転現象が生じます。非木造建物について曳家移転料算定要領を設けるか、現行の算定要領を見直すかなどの改善が必要ではないでしょうか。 |
|---|--|

(3) 適正な工期設定等について

| | |
|---|--|
| 1 | 業務の履行期間については、設計未了はもとより、農繁期（田植え、稲刈り、果樹の収穫時期等）を避けた作業を強いられる場合が多く、業務の一部一時中止等により柔軟に対応頂きたい。 |
| 2 | 近年、設計未了、説明会の未実施の状況で業務が発注されるケースが多く、受注後から現地作業を実施するまで期間を要する場合が多い（中には積雪間近まで着手できない場合もある）。円滑な業務遂行のために、設計が完了し説明会を開催した後に発注（または受注後速やかに実施）頂きたい。 |
| 3 | 決められた履行期間で非協力的な関係者と対応する場合もあり、対人関係のストレスを抱えながら業務工程を管理・推進していくことは、心身の疲弊を深刻なものにしています。一方で、このような厳しい労働環境が改善されなければ、将来の担い手となる若者にとって魅力ある仕事とは映らず、業界の技術継承が危ぶまれると強く懸念しております。そのため、補償関係者との信頼関係構築に必要な時間を考慮した余裕のある工期設定への見直しについて、業界の未来のため前向きなご検討をお願い申し上げます。 |

~~~~~(受注業務等アンケート結果報告)~~~~~

|                  |                                                                                                                                                                                                                   |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (4) 補償業務管理士等について |                                                                                                                                                                                                                   |
| 1                | 補償業務管理士の専門分野の受験資格について、実務経験が必要なのは十分理解できますが、業務が少なくなってきた状況で実績を積むのは困難な場合もあります。協会で行っている専門分野の研修等を受講することで、受験資格を得ることができなかご検討お願いします。                                                                                       |
| 2                | 補償業務管理士の受験資格に必要な実務経験を短縮いただきたい。                                                                                                                                                                                    |
| (5) その他          |                                                                                                                                                                                                                   |
| 1                | 補償コンサルタントの部門登録を行ってもメリットがない状況です。                                                                                                                                                                                   |
| 2                | 自治体によって「用地測量」業務が、「測量業務」として扱われる場合と、「土地調査業務」に含めて扱われる場合があり、契約区分が統一されていない状況です。用地測量に係る契約区分について、統一的な発注・計画運用がなされるよう、ご検討をお願いします。                                                                                          |
| 3                | 発注機関により、作成成果に差がみられる（大量の説明資料を求められるなど）。可能であれば国土交通省ベースの成果に近くなるように調整願いたい。                                                                                                                                             |
| 4                | 用地調査業務において、所有者が認識している境界と登記されている境界が異なる場合があり、所有者が納得せず契約になかなか至らないケースがある。その登記事務の際に現在整備が進んでいるG空間情報を利用した土地の位置、形状の確認を含めることで、上記の齟齬を減らすことができるのではないか。<br>登記と現地が乖離している場合に、登記官に相談しても解決に至らず、所有者との協議を行っている。筆界特定制度の利活用に疑問を感じている。 |
| 5                | 登記簿等情報取得について、登記官の印章が大切なことは理解しているが、インターネットによる登記情報提供サービスの活用を推進していただきたい。理由として、地図等を読み取る際に法務局で取得したものをスキャンした上で読み取り図を作成するが、スキャンによって、地図が不鮮明になることがある。                                                                      |
| 6                | 見積徴収に関して、発注機関の了解を得る必要があるため時間を要しており、その期間の工期を考慮してほしい（専門業者の選定、専門業者の見積等に要する期間を工期に反映してほしい。）。                                                                                                                           |
| 7                | 見積を依頼した専門業者によっては、見積作成に数十万を要求してくる場合があるので、必要経費として変更対応願いたい。                                                                                                                                                          |
| 8                | 見積書の発行月日と有効期間について、補償額算定日、納品日など、どのように整理するべきか、昨今は、見積書の有効期間が短いことから問題になることが多いので、発注者によって日々にならないようにお願いしたい。                                                                                                              |
| 9                | 補償事例等について、会員企業等が閲覧・投稿できるようにデータベース化を要望します。                                                                                                                                                                         |

## 項目5 外業時の安全対策等について

### 【照会内容】

外業時において、気象状況の急激な変化（ゲリラ豪雨、落雷etc）や危険動物（蜂、熊etc）等への安全対策に取り組まれている事例がありましたら、ご記入ください。

#### (1) 回答があった会員の取り組み事例

|    |                                                                                                                                                                                                                                   |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全大会を通じた安全意識の啓発</li> <li>・天気予報・気象情報の確認、大雨警報や雷鳴確認時の作業中止</li> <li>・危険動物対策（肌の露出を避ける、虫よけスプレーの使用）</li> <li>・熱中症対策（啓発動画の周知、WBGT計による暑さ指数の確認、作業中断基準の設定、水分・塩分補給、ペルチェベストの着用）</li> </ul>             |
| 2  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・熱中症対策バンドや黒玉つき熱中症指数モニターを活用した熱中症対策。</li> <li>・スズメバチ撃退スプレー、熊鈴、駆逐用閃光珠等の熊等対策。</li> </ul>                                                                                                       |
| 3  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業前ミーティングKY活動により注意喚起を行っています。</li> </ul>                                                                                                                                                   |
| 4  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・天気予報アプリの活用し、急激な天候変化の際は一時車等に避難する。</li> <li>・熊・蜂スプレーと熊鈴・ラジオ等の音の出るものを携帯する。</li> </ul>                                                                                                        |
| 5  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険動物の対策として、撃退スプレーの携帯と、単独行動禁止を実施している。</li> <li>・暑さ対策では、空調服の着用と休憩を多く取るようにしています。</li> </ul>                                                                                                  |
| 6  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特に建物調査、立木調査の際に軒下等にハチの巣が多くみられます。そのため、調査前に周辺の確認、所有者からの聞き取り、服装や殺虫剤、ポイズンリムーバー等の準備・携帯を行っています。そして、単独行動は行わず複数での作業を行います。クマ対策も一般的に言われている対策を確実に行い、事前の社内会議で通常・非常事態の対策や注意箇所等の周知・確認をしております。</li> </ul> |
| 7  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・山間部やクマの出没が報告されている地域の業務においては、予期せぬ危険動物との遭遇に備え、クマよけスプレーを常時携帯しています。</li> </ul>                                                                                                                |
| 8  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・気象状況については常に気を配って、定期的にスマホの雨雲レーダーでチェックしている。</li> <li>・熊対策としては、熊除けの鈴、ホイッスル、ナタを持つようにしている。</li> </ul>                                                                                          |
| 9  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地踏査時に現場状況（地形、危険動物）を確認し、気象情報は常に新しい情報を入手しています。その上で、避難が必要な場合の避難場所の確認を行っております。</li> </ul>                                                                                                    |
| 10 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・気象状況の急激な変化についても、空の状況や雨雲レーダー等で確認する。</li> <li>・危険動物については、熊鈴、熊よけスプレー、ブザー、蜂スプレー、エピペン（アドレナリン）、ポイズンリムーバーを携帯する。</li> <li>・熱中症対策については、熱中症アラーム携帯、大量の氷、水、塩分チャージ等持参する。</li> </ul>                    |
| 11 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・蜂アレルギーの抗体検査を実施して、陽性反応が確認された社員には、エピペンを処方し、現場には携帯するようにしています。</li> </ul>                                                                                                                     |

~~~~~(受注業務等アンケート結果報告)~~~~~

| | |
|----|---|
| 12 | <ul style="list-style-type: none"> ・外業作業時の熱中症対策として空調服の配布、こまめな水分補給を実施しています。 ・蜂対策として、蜂などに刺された場合の処置セット等を携帯しています。 |
| 13 | <ul style="list-style-type: none"> ・K Y活動を実施し、アプリによる気象状況等の把握を常に行ってている。 ・外業調査時には蜂・熊等のスプレーを常備し対策している。 |
| 14 | <ul style="list-style-type: none"> ・危険動物等への安全対策として、防虫熊除けスプレー及び熊除け鈴の携帯及び爆竹を鳴らします。 |
| 15 | <ul style="list-style-type: none"> ・気象状況の急激な変化については、気象庁の発表する「警報レベル4」を確認した場合は、直ちに作業を中止して、自分の命を守る行動をとります。 ・危険動物については、クマ遭遇回避の為、必要に応じて熊鈴、ラジオ、蚊取り線香、撃退スプレー等を携帯しています。 ・危険箇所区域での安全対策として、急斜面で作業を行う場合は、足場の確保が困難な箇所等はロープを張り安全帯を使用する等、作業足場の確保及び転落防止に努めています。 |
| 16 | <ul style="list-style-type: none"> ・装備の充実（熊鈴、救急セット等） |
| 17 | <ul style="list-style-type: none"> ・現場着手前に現場から近隣の病院、避難所までのルートの確認を徹底させ、緊急時の連絡体制を現場車両に掲示しています。 ・気象情報の急激な変化については、携帯アプリ等を確認し、ゲリラ豪雨、落雷が予見される場合は、調査を中止します。 ・危険動物等の蜂は、駆除スプレー、エピペンの携帯、巣に近づかない等の注意喚起、熊は、熊鈴、熊撃退スプレーの個人携帯、単独行動を避ける等で、国土交通省・都道府県・環境省・気象庁等の防災等メール受信を設定しています。 ・熱中症対策として、現場作業者への空調ファン付きベストを支給、スポーツドリンクの支給、黒球形熱中症指数計の携行、熱中対策キットの携行、熱中症の処置手順を現場車両に掲示しています。 |
| 18 | <ul style="list-style-type: none"> ・熱中症指数計を用い現場における暑さ指数（WBGT値）を観測しています。 ・山林付近など出没が推測される地域での現場では熊鈴を携帯するよう努力しています。 |
| 19 | <ul style="list-style-type: none"> ・豪雨、落雷等は車内待機するようにしています。 ・立竹木調査においては、鈴、スプレーなど持参する。 |
| 20 | <ul style="list-style-type: none"> ・当社の最優先課題は、熱中症対策です。経口補水液等の支給や対策グッズの貸与は実施しておりますが、最も効果的な対策は「高温下での作業を避ける」ことだと認識しております。しかし、工期に余裕がない現状では、日中の作業を完全に中断することは困難です。そのため、次善の策として「作業計画に定期的な休憩を組み込み、厳守させる」ことを徹底し、従業員の安全確保に努めています。 ・急な気象変化への対策については、スマートフォンの気象情報アプリ等を活用し、危険を察知した際は速やかに作業を中断し、安全な場所へ避難するルールを定めています。 |

~~~~~(受注業務等アンケート結果報告)~~~~~

|    |                                                                                                                                                                             |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 21 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・天気予報及び雨雲レーダーの活用。</li> <li>・蜂撃退スプレー及びクマ除けスプレーの携帯。</li> </ul>                                                                         |
| 22 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・蜂、熊については撃退スプレー等で対応しています。</li> <li>・急な天候の変化については朝のKYミーティングで予報及び対応について確認します。</li> </ul>                                               |
| 23 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・天候に急激な変化があった場合は、すぐに退避・中断、場合によっては中止している。</li> <li>・危険動物については蜂くらいしか経験はなく、近づかないようにする程度である。</li> </ul>                                  |
| 24 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・最新の気象情報を頻繁にチェックしたうえで調査日程を決定している。直前に気象条件が変わった場合は延期などで柔軟に対応する。あらかじめ関係権利者等へ、その可能性について伝えておくようにしている。</li> </ul>                          |
| 25 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・熊対策として、熊鈴やスプレーを常備しています。</li> </ul>                                                                                                  |
| 26 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・天気予報を調べて現場計画を行う。</li> <li>・蜂は社員にアレルギー検査を行い、蜂のアレルギーがある場合は、吸引器、エピペンを携帯する。また、熊に対しては熊鈴、ラジオ、熊撃退スプレーを携帯する。</li> </ul>                     |
| 27 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・気象予報を細目にチェックしています。</li> <li>・熊鈴、爆竹を携帯しています。</li> </ul>                                                                              |
| 28 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・熊対策として、作業員は熊鈴、熊撃退スプレーを持参しています。</li> <li>・ゲリラ豪雨対策としては、雨宿り箇所の無い現場においてはテントを設営し、退避場所としております。</li> </ul>                                 |
| 29 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・熱中症予防として、作業時に空調ベスト（ファン付き作業着）の着用及び熱中症指數計の所持を講じている。</li> </ul>                                                                        |
| 30 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・天候の急変には、お天気ニュースのアプリを活用し、天気の急変時には通知が届くように設定し現場作業を進めている。</li> <li>・蜂等の抗体検査を事前に実施し、現地にはエピペンを携帯している。また、熊鈴を常時身に着けて現地作業を行っている。</li> </ul> |
| 31 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・熱中症情報を周知し、熱中症警戒度の参考としている。</li> </ul>                                                                                                |
| 32 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・急激な変化については、現場の中止、取りやめを発注者に報告しています。</li> <li>・危険動物については、ハチ用殺虫剤と熊鈴、熊スプレーを携行しています。</li> </ul>                                          |
| 33 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・山間部等の現場には熊鈴や熊よけのスプレーを持参している。</li> </ul>                                                                                             |
| 34 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場ごとに中止基準を決めている。</li> </ul>                                                                                                         |
| 35 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・熱中症対策としての機器整備しています。</li> <li>・害虫対策のスプレーの携帯及び熊対策の鈴、スプレーの携帯しています。</li> </ul>                                                          |

~~~~~(受注業務等アンケート結果報告)~~~~~

| | |
|----|--|
| 36 | <ul style="list-style-type: none"> ・気象状況の急激な変化（ゲリラ豪雨、落雷etc）への安全対策として、以下を実施 <ul style="list-style-type: none"> ①天気予報を確認し、当日及び翌日の作業計画をチェックする。 ②雨天時は特に河川の水位に留意し、危険性を確認した場合は作業を中止する。 ③震度4以上の地震が起きた場合は、直ちに現場作業を中止し、作業者の安全を確認して安全な場所に避難する。 ・熱中症の予防対策 <ul style="list-style-type: none"> ①作業箇所においてWBGT値（暑さ指数）を確認するほか、深部体温の計測が可能な熱中対策ウォッチ「カナリアPlus」により個人ごとに危険性を確認する。 ・危険動物（蜂、熊etc）への安全対策 <ul style="list-style-type: none"> ①作業前に「クマ出没マップ」を活用し、熊の目撃情報を確認する。 ②毒蛇、スズメ蜂等の害虫対策として長袖の服装、殺虫剤等スプレー、吸引器、塗布剤等を携行し、単独行動を避ける。 ③現地作業においては熊鈴及び携帯ラジオを携行し、音を鳴らして存在をアピールする。 ④クマ撃退スプレー及びハチ・アブマグナムジェットを携行し、いつでも使用できるようとする。 |
| 37 | <ul style="list-style-type: none"> ・熊対策として、爆竹、スプレー、電子ホイッスル、熊鈴等を作業者全員が携帯して現場作業を行っています。 |
| 38 | <ul style="list-style-type: none"> ・熊よけスプレー、災害用外傷救急キット等の携帯など義務付けている。 |
| 39 | <ul style="list-style-type: none"> ・蜂については、ハチアレルギー検査を実施しその結果を把握し注意するとともに、撃退スプレーを携帯している。 ・熊については、大きな声を発する、各人鈴を携帯すると共に、撃退スプレーを準備し必要に応じ携帯している。 |
| 40 | <ul style="list-style-type: none"> ・熊スプレー、殺虫スプレーを携行しています。 |
| 41 | <ul style="list-style-type: none"> ・以下の取り組みをしています。 <ul style="list-style-type: none"> ①社内に安全管理委員会を設置し、定期的に現地調査を巡回チェック。 ②現場作業安全の手引きを作成し、全従業員へ配布の後、現地へ必携。 ③現地調査時に危険予知活動表を活用して点呼確認。 ④緊急連絡体制の周知徹底と現地へ連絡フローを必携。 ⑤定期的に社内安全研修会を実施。 ⑥社内安全ルールを適宜見直し。 |
| 42 | <ul style="list-style-type: none"> ・気象変化については、無理に調査を行わず屋内、車内にて天候の回復を待つ。 ・熊予防については、大きな音の出る携帯スプレーを携帯する。 |
| 43 | <ul style="list-style-type: none"> ・危険動物については、熊及び蜂スプレーの持参、オニヤンマ君携帯。 ・熱中症対策については、熱中対策バンド、空調服の着衣、クーラーボックスを常備。 |
| 44 | <ul style="list-style-type: none"> ・県内での熊被害が増加していることから、社内の安全大会にて、外部講師（県 生活環境部 自然保護課）を招き「ツキノワグマの生態と対策について」を聴講し、熊対策の知識を深めることにより、安全管理対策の向上を図っています。 |

~~~~~(受注業務等アンケート結果報告)~~~~~

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 45 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険動物に関しては、作業時に熊撃退スプレーおよび熊鈴を携帯や蜂殺虫スプレー等の携帯を実施するようKY活動で周知を行っている。</li> <li>・気象状況についても、同様にKY活動で周知を行っている。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 46 | <p>以下の取り組みを実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気象状況の急激な変化 <ul style="list-style-type: none"> <li>①ハザードマップで、業務箇所に近接する避難場所を確認し業務従事者に周知して作業を実施している。</li> <li>②天候が急変した場合は、作業を中断し車両に戻り安全な場所に避難を行うようにしている。</li> </ul> </li> <li>・危険動物：蜂等 <ul style="list-style-type: none"> <li>①草むら作業の場合は、防虫ネットで頭部を被い、首元にタオルを巻き、手袋手足からの侵入を防ぐためカバーを着用し実施している。</li> <li>②ハチの巣を確認し作業上やむを得ない場合は、防虫対策を施し即効性の高いジェット式駆除剤にて処理しているが、スズメバチ等、大型のハチの場合は発注者に報告了解を得て専門業者に依頼し処理を行っている。</li> <li>③現地作業を行う者は、事前にハチアレルギー検査を受け、陽性の場合アナフィラキシー症状の進行を一時的に緩和する補助治療剤（エピペン）を携帯し、作業を実施している。</li> </ul> </li> <li>・危険動物：熊等 <ul style="list-style-type: none"> <li>①山間部では作業前に車のクラクションや電子ホイッスルを鳴らしてから現地入りし、作業時はクマよけ鈴、電子ホイッスル、クマ撃退スプレーを携行し、定期的に電子ホイッスルを鳴らして作業を行っている。なお、クマ撃退スプレーは、いざというときにすぐ使えることが重要なため、安全ピンの抜き方など使用方法の練習や使用期限を確認し作業を行っている。</li> </ul> </li> </ul> |
| 47 | <p>以下の取り組みを実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①熊スプレー、携帯ラジオ持参。</li> <li>②蜂のアレルギー検査。ポイズンリムーバーの携帯。</li> <li>③気象状況については、天気予報アプリのPUSH通知活用。</li> <li>④社内における各種対策方法策定。</li> <li>⑤現場作業において、都度KY活動を実施し、意識向上を図っている。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 48 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的に、スマホのアプリ等により気象情報を随時把握して作業を行うが、特に砂防事業用地の場合電波不感地帯が多いため、沢の水量の増加等を目安にして撤収時期の判断をしている。また、落雷に対しては、携帯型雷探知器を購入し、雷鳴より早く雷の接近を探知して避難に役立てている。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 49 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・熱中症対策として、送風ベスト、指數計バンドを使用している。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 50 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・熊に対しては、熊鈴と熊スプレーを全員分用意した。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 51 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・山間部や平地でも藪があるような場合及び河川の近辺での外業時は、蜂対策として、殺虫剤の携行、防虫ハットを携行し、熊対策は「熊よけ鈴」の携行を呼び掛けております。</li> <li>・落雷時には作業中断するように言っております。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

~~~~~(受注業務等アンケート結果報告)~~~~~

| | |
|----|--|
| 52 | ・危険動物対策として、撃退スプレー、鈴を携行している。 |
| 53 | ・天気アプリからの通知と空の状況を見て判断している。 |
| 54 | ・作業車へ簡易医療キットを搭載している。 |
| 55 | ・危険動物等への安全対策として、熊鈴の携帯及び蜂撃退スプレーを常備した。 |
| 56 | 以下の取り組みをしている。
①防災アプリの利用。
②単独行動の禁止。
③熱中症指数計の携帯。
④携帯電話の圏外対策。 |
| 57 | ・蜂、熊対策として専用スプレーを携帯。 |
| 58 | ・気象情報の確認は、スマートフォンのアプリ（注意情報の通知設定）を活用している。
・危険動物の安全対策は、駆除スプレーや毒液吸引器などを社有車毎に携帯している。
・通信衛星アプリを活用して、携帯電話圏外における位置情報・外部への通信手段（アメリカ：Garmin社）を確保している。 |

項目6 その他意見要望について

【照会内容】

今までの設問以外で意見要望等がございましたらご記入下さい。

また、補償金算定標準書に関する要望はこちらにご記入下さい。

(1) 補償金算定標準書に関する要望について

① 建物・工作物関係

| | |
|----|---|
| 1 | 過年度開催された県部会研修会で、補償金算定標準書へ掲載する単価等の検討状況として「廃材運搬費及び廃材処分費について標準単価を設定する方向で全国的に申し合わせがなされた。しかし、東北地区の管内は広範囲で運搬費の標準化に大変苦慮している。」との情報提供があった。また、過年度の受注業務等アンケート整備局意見交換会結果報告としても「現在検討中（掲載内容、時期等未定。）」との状況である。昨年度から標準化された地区もあることから、東北地区においても早期に廃材運搬費及び廃材処分費の標準化をお願いしたい（類似要望6件）。 |
| 2 | 太陽光設備で、住宅に設置している屋根設置型・屋根建材型については、発電出力3KW～10KW程度までの新設単価、撤去単価を要望します。また、屋根設置型（工作物扱い）の移設単価については、機種が古い場合は移設困難なケースが多くあり単価適用が曖昧になるため、移設単価は不要と思われます（類似要望1件）。 |
| 3 | 水道の単価について、特殊なものは仕方がないが、建物があれば必ず必要となることから、単価新設は必須であるので水道単価の新設して頂きたい（類似要望2件）。 |
| 4 | 浄化槽・便槽の汲取り清掃費の標準化をお願いしたい。現在は専門業者からの見積になり時間を要したり業者によっては見積拒否されるため（類似要望1件）。 |
| 5 | 農地や倉庫での工作物、動産の判断基準を明示（一覧）いただきたい。 |
| 6 | 現状、曳家工法は必要なのか疑問ではある。 |
| 7 | 建具工事に関する算定はガラス別途で、ガラス工事で延m ² 当たりの単価採用となりましたが、大規模な建物で建具が数ヶ所しかないなど、採用を躊躇する場面があります。割り切った考えでよろしいでしょうか。留意事項等に何らかの記載があるといいと思います。
資材単価の根拠である市場価格・合成単価について詳細が知りたいケースが多いので、追跡可能な掲載を要望します。 |
| 8 | 石綿調査算定要領（案）について、未だ石綿調査算定の実績はありませんが、（平成18年9月以前の着工）建築年代や施工年代からのみの含有判断は困難な場合が多く、分析調査による判断は必要になると思われます。分析調査の場合の検体採取の方法（検体サイズ）、採取箇所の補修方法やその費用等、可能であれば具体的な例を示して欲しい。 |
| 9 | 以前掲載されていた、土蔵の標準単価を掲載してほしい。 |
| 10 | 建物の木製建具区分Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの振り分け基準を明確に記載していただきたい。 |

~~~~~(受注業務等アンケート結果報告)~~~~~

|                               |                                                                                                                                                                                                |
|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 11                            | 基礎工事の柱状改良の標準単価については、規格は直径0.50m～1.20m程度で、1m当たりの標準単価を要望します。                                                                                                                                      |
| <b>(2) 立竹木関係</b>              |                                                                                                                                                                                                |
| 1                             | 補償金算定標準書にない収穫樹（品種）を増やしてほしい（類似要望1件）。                                                                                                                                                            |
| 2                             | 急傾斜地の立木（用材林）調査については、毎木調査時の調査員の作業負担が非常に大きい事、また、調査員の労働時の安全面の確保が非常に重要である事から、用材林の標準地調査の適用拡大に向けた見直しをしていただきたい。                                                                                       |
| <b>(3) 補償金算定標準書に関するその他の事項</b> |                                                                                                                                                                                                |
| 1                             | 補償金算定標準書の内容が大幅な改訂される際には、簡単な手引き（改訂内容の解説）をお願いしたい。                                                                                                                                                |
| 2                             | 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けるための手数料について、もう少し分かりやすい解説が欲しい。                                                                                                                                              |
| 3                             | 現在、印紙代や水道の設計手数料といった少額な項目を個々に積み上げ計上していますが、これらは算定に手間がかかる一方で、補償総額に与える影響は軽微です。つきましては、これらの少額な経費を個別に計上するのではなく、主要な工事費に対する一定の率で計上する「諸経費」に含めるなど、算定方法を簡素化していただくことをご検討ください。これにより、算定業務の負担が大きく軽減されるものと考えます。 |
| 4                             | 規格外単価について、詳細に数量計算、算定を行っても標準単価と同等の金額となることから、準用範囲を明確化して欲しい。<br>標準家賃単価について、農村集落の近郊に賃貸物件が少なく認定が困難であることから標準化をお願いしたい。                                                                                |
| 5                             | 補償金算定標準書に関して、曳家工法での建築士の報酬等が曖昧な状態になっているので、基準を決定してほしいです。                                                                                                                                         |
| 6                             | 補償金算定標準書の正誤表等の解説がわかりにくい場合もある。標準単価等の適用にあたり、考え方の実例等も示していただきたい。<br>また、標準単価の置換え表等について、具体的なコメントを示していただきたい。                                                                                          |
| 7                             | 見積業者の選定に苦慮しているので、看板の設計工事監理費の新設を希望します。                                                                                                                                                          |
| <b>(2) 入札契約制度の要望について</b>      |                                                                                                                                                                                                |
| 1                             | 地元企業が参加可能な案件を増やしてほしいです。                                                                                                                                                                        |
| 2                             | 主任補助技術者の要件で、若手技術者育成支援において、「満40歳以下」とあるが、若手技術者不足、定年年齢の引き上げ、また容易な転職が行われている風潮の中、新たな主任担当者を担える企業が限られてきて、更なる寡占化が進むのではないか、と危惧しています。向後引き上げを含む改正等の検討の有無を教えていただきたい。                                       |

~~~~~(受注業務等アンケート結果報告)~~~~~

| | |
|---|--|
| 3 | 総合評価が導入されたことにより、過度なダンピング防止となり良いことだと思うが、寡占率の偏りがあり、直轄業務を受注できる企業が限られています。特殊な業務なため、難しいことは重々承知していますが、県内本店要件、チャレンジ型、一括審査の増加、またはJVの拡充等により、担える企業を増やしていく必要があると思慮しています。※地域の受け皿不足が否めませんし、資格者不足にも繋がります。 |
| 4 | 受注機会が増大となるよう一括発注の適用範囲を拡大し、特定の業者に集中しないような発注制度の改善をお願いしたい。また、予定価格が500万円以下の発注については、極力価格競争を増やし、技術提案書作成の労力省略及び地域精通の実績がない業者も受注しやすくなるよう配慮して頂きたい。 |
| 5 | 技術提案について、殆どの発注案件は、添付資料が位置図と設計書のみであり、それらを分析して技術提案書を作成するのに苦慮している。そのため、事業計画図の添付（オンラインによる閲覧）が可能になるよう改善を要望したい。それにより、設計未了箇所の無理な発注防止にも繋がると思慮する。
また、技術提案書の採点が、直轄事務所によってかなりの偏りがあるため、審査基準の明確化及び評価の統一化をお願いしたい。 |
| 6 | 総合補償士の高度な知識と経験を有効活用すべく、総合技術の主任担当者については、公共用地の経験者及び総合補償士が担当できるとしたら如何でしょうか。 |

(3) その他の要望について

| | |
|---|--|
| 1 | 業務の積算について、複数箇所を一つに包含して発注する場合、各箇所ごとの数量の内訳を明示して頂きたい。
また、建物の再算定の場合で、単純な算定業務か再調査を含む算定業務か不明確な場合があるため、条件を分かりやすく明示して頂きたい。 |
| 2 | 現在、事業損失調査における水準測量は当該歩掛に含むものとされておりますが、設計書によっては、希に水準測量が別途計上されている場合があります。どのような趣旨で計上されているのか、参考資料や現況等に付記いただければ幸いです。
また、事業損失調査業務における土地調査部門の実績として、水準測量を求める場合がありますが、昨今の設計書では事業損失に含まれ、別途計上されないため、実績として証明が難しいところです。 |
| 3 | 昨年の「受注業務等アンケート」で猛暑の外業作業の中止期間について、適用状況を踏まえて対応することであったが、今年度外業を中止した事例はありましたか。 |
| 4 | 地盤変動影響調査において、遠隔地に居住する所有者へ内容説明を行って確認を得るにあたり、標準的な取り扱いがありますか。 |
| 5 | 補償業務管理士検定試験（筆記試験）の実施日について、現行は繁忙期と重なるためコロナ禍以前の4月実施を要望します。 |

~~~~~(受注業務等アンケート結果報告)~~~~~

|   |                                                                                                                                                      |
|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6 | 当県において今年6月、県総務部と県不動産鑑定士協会との地震災害時における住家被害認定調査研修が実施されたが、県補償コンサルタント協会には声がかからなかった。大規模災害時における建物等の調査・評価において補償コンサルタントが有用だとアピールできるように、事業損失部門等の制度改善が必要と思われます。 |
| 7 | 工事の設計に含まれた事前調査の場合、調査期間が短期間で日程調整に苦慮する場面が多い。                                                                                                           |
| 8 | 再算定時に当初見積書を作成した業者から、メリットがないこと及び仕事に結び付かないなどから、依頼をしても見積書作成を辞退する業者があり、見積収取に苦慮しています。そのため、再算定時の見積収取については、交渉時期が確定している案件だけにする等の対応を要望します。                    |
| 9 | 用地調査等業務特記仕様書の設置杭について、補助基準点の杭は木杭の仕様になっていますが、基準となる杭を木杭で設置すると、後続の用地測量する際に消失するため、発注者と初回打合せ時ごとに協議してプラスチック杭を設置していますが、市場の状況を勘案してプラスチック杭に変更することを要望します。       |



## 「50・60?!」

株開発技研

代表取締役 小笠原 都 義

「初めまして…。」と挨拶する場面が人生の中で数多く有りました。お酒を飲むと「ゴルフはしますか？」または「何かスポーツをしていますか？」などとプライベートな部分に話が弾んできます。身長180cm、顔や腕が日焼けしているせいなのか、決まってスポーツに関係するジャンルに振ってきます。「スポーツ・フィッシングではありませんが釣りが趣味です」と答えると、決まって「タイ釣りですか」と応答してくる。インスピレーションで【青森】⇒【陸奥湾】⇒【真鯛】となるみたいです。確かに多くのメディアで陸奥湾の真鯛情報が報じられていますが、大物・大漁とかよく耳にしますがここ10年ぐらいのことです。

昔は、春にカレイ・夏にキス・秋にはサバとマイボートで湾内を疾走していました。近年は各魚種が減少し代わりに真鯛だけが目立ち始めたのです。「地球温暖化現象による海水温の上昇が影響しているのではないか」などと噂されている。遊漁船では、テンヤ仕掛けで連日他県からの釣人で大盛況です。

そもそも釣りを始めたきっかけは、父親の影響が大きくて、小学校時代に父のホームグランドの鳶沼（南八甲田山麓に点在する湖沼のひとつ）でウキを垂らして、イワナを釣っていました。やがて溪流釣り・海釣りへとフィールド広げ、深海釣りまでのめり込んで現在に至っています。

釣った魚種は数多く、仕掛けや竿など毎回悩んで、餌はさらに何種類も用意するようになります。釣行のたびに荷物の多さにため息をつきながら、車に積み込んでいます。

青森県の海は、陸奥湾を中心にして東に太平洋・西に日本海・北に津軽海峡と釣り場が広がって、多種多様の釣りを楽しめます。

陸奥湾では、2～3月黒メバル・4～6月カレイ・6～12月は真鯛です。

太平洋では、8～10月スルメイカ、ヒラメ、イシナギです。

日本海では、6～10月アカムツ・アラです。

津軽海峡では、津軽半島側には沖3月～5月メバル・マゾイ・8月スルメイカで、下北半島側では1～5月サクラマス・メヌケ・マゾイなど、中深海から深海まで挑戦しています。

今は、渓流釣りのような繊細で静かな釣りから、重い道具仕立ての豪快な釣りに変貌して、仲間と船上で騒ぎながらの釣りと変化してまいりました。**社会人46年生**の私は、ずっと釣りとともに過ごして、仕事のストレス・人間関係・家庭や子育てで心が碎けそうなときも、いつも癒してくれたのは家族の笑顔と魚釣りです。じっと竿先を眺め、今か今かと願いながら待ち、静かに誘う一連の動作に集中して、一瞬のチャンスを待つ映像は、何度も夢に浮かび、仕掛けを作り変えているのが楽しい週末の時間です。野球やゴルフも、会話しながら・騒ぎながら汗を流すことで、ストレス発散ができるのだと思います。いろんな意味で友人・知人にも感謝です。

ある結婚式でスピーチされた言葉に

- ・「一時間、幸せになりたかったら  
　　酒を飲みなさい。」
- ・「三日間、幸せになりたかったら  
　　結婚しなさい。」
- ・「八日間、幸せになりたかったら  
　　豚を殺して食べなさい。」
- ・「永遠に、幸せになりたかったら  
　　釣りを覚えなさい。」

今まさしく、幸せを満喫しています。これからも**釣り歴60年生**は人を大事に、人と触れ合い、人と協力して人生を幸せになれるように、お魚さんと一緒に勝負しながら「50・60」を目指します。

## ~~~~~(会員紹介)~~~~~



# 「会員紹介」

(株)横山測量設計事務所 代表取締役 鈴木一春

この度、会員紹介の機会をいただき、誠にありがとうございます。

弊社は、昭和49年2月「株式会社横山測量設計事務所」として横山茂氏が山形県長井市にて創業しました。当初は測量業として業務を行いましたが発注業務の多様化に対応すべく、昭和60年5月に補償コンサルタント業登録、平成10年9月建設コンサルタント業を登録し業務の幅を広げてまいりました。日本補償コンサルタント協会には昭和63年4月から入会させていただいております。平成22年4月に横山和浩氏が2代目代表取締役に就任し、その後平成31年4月に横山きく子氏が3代目代表取締役に就任しました。そして、令和6年3月から鈴木一春が4代目代表取締役に就任し現在に至っております。

私自身は、高校卒業後の昭和56年4月新入社員として入社し、当初は測量業務に従事しその後、建設コンサルタント業務を担当してまいりました。現在は、代表取締役として会社経営のほか、山形県測量設計業協会技術委員、日本補償コンサルタント協会東北支部山形県部会総務委員として協会活動にも参加させていただいております。

さて、弊社の事業については、創業より測量を主体とした業務を行い、その後補償コンサルタント業務、建設コンサルタント業務を地元長井市および西置賜地方（白鷗町、飯豊町、小国町）、山形県置賜総合支庁建設部様を中心として営業展開させていただいております。

私が入社した昭和56年当時は、まだパーソナルコンピュータが販売前で、電卓を使用して手作業で測量図の作成を行っていました。その後NEC PC9801が販売され、ようやく測量ソフトを利用できるようになったと思います。現在では、3次元ドローン等を活用したBIM/CIMへの対応を行い、時代のニーズに沿った対応ができるよう頑張っています。

続いて、弊社がある山形県長井市について紹介します。長井市は山形県の南西部に位置し、市の名前に「水の集まる所」を意味する由来があり、市内には最上川や白川、野川が流れています。江戸時代には最上川の舟運で栄え、商業が発展した歴史を持つ一方、現在も「ものづくりのまち」として製造業が盛んです。春には「久保ザクラ」や「大明神ザクラ」などの桜、5月には琉球白つつじ、6月にはあやめが見頃となり、四季折々の花々が楽しめます。

### 長井市の主な特徴として

水と緑と花：豊かな水資源、美しい山並み、四季折々の花々が魅力です。

- ・水：最上川や野川が流れ、市内には「ながい百秋湖」と呼ばれる長井ダムのダム湖があります。最上川舟運の歴史を持ち、「水の都」とも呼ばれます。
- ・緑：飯豊山地や朝日山地の山々に囲まれ、豊かな森林資源に恵まれています。
- ・花：春の桜（伊佐沢の久保ザクラなど）、初夏の白つつじ、そして100万本のあやめが咲き誇るあやめ公園など、花の名所が豊富です。
- ・けん玉のまち：競技用けん玉の生産量が日本一です。けん玉は市の市技にも認定されており、けん玉を通じたまちづくりや国際交流も盛んに行われています。

### 近代的な取り組み

- ・令和3年に全国的に珍しい、駅と庁舎が一体化した長井市役所が開庁しました。

以上、簡単に山形県長井市の紹介をさせていただきました。

最後に、弊社は今年設立51年となりました。地域に密着した企業として関係する皆様に支えられながら業務を行ってきました。これからも、地元を大切に地域密着型の企業として頑張っていきたいと思います。私自身も経営者としては、まだまだ未熟であります。今後とも皆様方のご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願ひいたします。

## ~~~~~(会員紹介)~~~~~



# Solution for the Next —次世代を築く—

日栄地質測量設計株 代表取締役 高 橋 肇

### 【はじめに】

このたび、令和7年4月より、一般社団法人 日本補償コンサルタント協会に入会いたしました、日栄地質測量設計株式会社でございます。ご入会に際しましては、皆様方より多大なるご支援を賜り、心より厚く御礼申し上げます。また、貴協会におかれましては、各種情報のご提供や研修会等の開催を通じて、技術向上の貴重な機会をいただきておりますこと、重ねて深く感謝申し上げます。

### 【会社紹介】

弊社は、1971年（昭和46年）8月に創立し、皆様のご支援のもと、現在創業54年目を迎えております。創業以来、地域の社会資本の整備およびその守り手として、補償業務のほか、測量、地質調査、土木設計を行い、総合建設コンサルタントとしての役割を果たしてまいりました。

東日本大震災による福島県の原子力災害に際しては、避難を余儀なくされた社員も多数おりました。被災地域の中には、復興・再生が「本格的に始まった」ばかりの地域もあり、今なお不自由な生活を強いられている被災者の方々もいらっしゃいます。弊社では、原発被災地の社会資本の復旧や、復興の拠点となる社会資本整備を通じて、地域創生の一助となるべく取り組んでおります。

近年では、i-Constructionおよび建設DXの普及に伴い、UAVレーザーやLidar SLAMなどを活用した三次元測量、ICT技術を用いた遠隔臨場による現場確認、国土調査事業におけるリモートセンシング技術の応用など、先進技術の導入に積極的に取り組んでおります。

働き方改革に関しては、有給取得奨励日の設定や、男女問わず育児休暇取得の啓発など、仕事と生活のバランスが取れる働きやすい職場環境づくりに向けて、総合的な取り組みを進めております。その成果として、「福島県次世代育成支援企業」の認証を取得するとともに、従業員の健康意識の向上と健康管理に関するさまざまな活動を通じて、日本健康会議様より「健康経営優良法人（中小規模法人部門）」の認定を受け、健康経営にも力を入れております。

### 【おわりに】

気候変動による環境変化に伴う防災・減災をはじめ、国土強靭化、アセットマネジメント、SDGs、DXなど、さまざまな社会的ニーズに応えるべく、弊社の技術を活かし、次世代に向けた社会資本の守り手として、持続的な社会貢献に努めてまいる所存です。少子高齢化・人口減少が深刻化する中、あらゆる産業分野において労働力の減少が懸念されており、担い手の確保・育成は喫緊の課題となっております。弊社では、活力ある企業（社会）を目指し、省人化・省力化技術の開発・導入や、ICTを活用した業務効率化（DX）の推進など、技術の研鑽に励んでおります。最後に、一般社団法人日本補償コンサルタント協会ならびに会員の皆様のますますのご発展を心よりお祈り申し上げるとともに、補償コンサルタント協会会員として、より一層の社会的責任を果たしてまいりますので、今後ともご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## ~~~~~(会員紹介)~~~~~



# 「会員紹介」

佐藤測量設計株 代表取締役 佐 藤 重 之

### 【はじめに】

この度、令和7年9月に一般社団法人日本補償コンサルタント協会に入会登録させていただきました「佐藤測量設計株式会社」でございます。入会にあたりまして、皆様方からご支援とご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

### 【会社紹介】

弊社は、昭和30年10月、秋田県横手市にて創業し以来70周年を迎える事となりました。地域に根ざした測量・設計業務を通じて、公共事業の円滑な推進と地域社会の発展に寄与してまいりました。創業から今日に至るまで、技術革新と社会の変化に柔軟に対応しながら、誠実な業務遂行を信条として歩んでおります。

測量・設計業務に加え、補償コンサルタント業務にも注力しております。現在は、土地調査部門、物件部門、事業損失部門の3部門を主軸として公共事業に伴う補償業務を的確かつ円滑に遂行しております。これらの業務においては、法令遵守はもとより、関係者の皆様との信頼関係を重視し丁寧かつ公正な対応を心がけております。

また、近年では、GNSS測量機器やUAVによる空中写真測量、3Dスキャニング技術など、先端技術の導入にも積極的に取り組んでおります。これにより、より高精度かつ効率的な業務遂行が可能となり、地域のニーズに即した技術サービスの提供を実現しております。

社員一人ひとりが「地域の未来を測る」という使命感を持ち、技術力の向上と人材育成に努めております。若手技術者の育成にも注力しており、次世代を担う人材の確保と技術継承を通じて、持続可能な地域づくりに貢献してまいります。

さらに、地域との連携を重視し、地元自治体や関係機関との協働を通じて、災害復旧や防災対策、インフラ整備などにも積極的に関与しております。地域の安全・安心を支える技術者としての責任を果たすべく、日々研鑽を重ねております。

### 【横手市紹介】

横手市は、秋田県南部に位置する自然豊かな都市であり、歴史と文化に彩られた地域です。冬季には「横手のかまくら」に代表される雪文化が根付いており、全国的にも知られる観光資源となっております。また、雄物川をはじめとする豊かな水系と肥沃な土壌に恵まれ、農業が盛んな地域としても知られております。

横手市は、地域資源を活かしたまちづくりに積極的に取り組んでおり、近年では観光振興や移住促進、地域産業の活性化など、多様な施策が展開されています。特産品としては「横手やきそば」や「りんご」「米」などが広く知られており、地域ブランドの確立にも力が注がれています。

### 【おわりに】

最後になりますが、一般社団法人 日本補償コンサルタント協会の益々のご発展をお祈りするとともに、皆様からのご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。今後も、地域社会との連携を深めながら、技術者として、そして地域の一員として、誠実に業務に取り組んでまいります。

## ~~~~~(若手職員紹介)~~~~~



### 補償の世界で生きる

陸奥テックコンサルタント(株) 佐 藤 優

この度は、原稿執筆の機会をいただきありがとうございます。

大学時代に学んだ農業土木の知識を活かして故郷に貢献したい思いから、自分の出身地である郡山市で就職活動を行っていた中、ご縁があった当社の魅力に取り付かれ入社させていただきました。

正直、就職活動を始めるまで補償業務そのものを知りませんでしたが、入社後半年を経る今も業務にとても適り甲斐を感じて従事しております。

初めての現場作業は、建物の事前調査でした。そもそもこのような調査が存在することすら分からぬ状態でしたが、上司や先輩から調査の目的や方法を丁寧にご指導いただきながら必死に就いてきました。

各部屋の展開図や立面図に損傷状況を記入する作業では、建物の細部に目を向ける重要性を学びました。私が影響されやすい性格なこともあります、帰宅しても基礎や外壁のクラックが気になるようになりました。この仕事に就かなければ得られなかった発見があると感じています。

次に経験したのが木造建物の野帳作成です。方眼紙への独特の記入方法を覚え、平面図に記された情報から多岐に亘る他の図面が作られていくことに驚きました。

初めて自分が調査した野帳から図面の作成を行った際には、平面図から立体的な建物を作り出す作業に慣れず、CADやシステムの基本的な操作に不慣れなものも相まって時間が掛かったことを鮮明に覚えています。

現地調査から図面の作成や成果品の取りまとめ等、業務全般に携わることにより、野帳作成や図面作成といった部分的な業務を行なっていた時期には気付かなかつた調査積算業務の全体像を経験させていただいている現在は、仕事に対する意欲が入社時よりも更に湧き上がっています。

自分が作成した野帳を元に建物の平面図や立面図等が出来上がり、それが補償金額の算定に直結するため、成果物完成時には達成感もありますが、とても大きな責任を持って努力する日々です。

現地調査において調査漏れが無いのは勿論のこと、限られた時間の中で正確な野帳を作る必要があります。そのためには、日常生活において日々学ぶ必要があると痛感しています。

加えて、自宅におけるクラック等を始めとして、日常生活そのものが学習の素材であると推察します。自宅の間取りや仕上げを確認するだけでなく、通勤路にある建物等も意識するなど日常生活の様々な場面を活用することで、自らの知識を積み重ねると共に技術力を磨けることは、他の仕事と異なる点であるとも感じています。

また、補償業務は所有者の方々との円滑なコミュニケーションも重要です。

入社前までの過去の私の様に、補償に対して全く無知の状態の方が殆どです。当事者からすれば知らない人間が、自分が住む建物のプライベートな空間に立ち入って調査を行うため不安を感じることは当然だと思います。調査への御協力をいただくためには人としての丁寧な言動や心遣いが必要であり、信頼を得ることでより良い仕事に繋がると思い、まだまだ至らないところばかりですが、社内研修会や部内研修会等にて自己研鑽に励んでいます。

最後になりますが、今こうして当たり前のように仕事や、生活することが出来ているのは名前も知らない世の皆様の仕事のお陰であると感謝しています。私達の仕事により道路が拡がる、橋が架かるなど市民生活の日常の安寧の一部を創り出すこの仕事が私は大好きです。大きな誇りを持っています。

先輩方のご指導を賜りながら、確かな技術力を身に付け、採用していただいた会社に貢献します。そして、何よりも地域に貢献できる補償業務従事者に必ずなります。



## 用地補償業務基礎研修Ⅰ期を受講して

中井測量設計(株)

佐 藤 健 人

このたび「用地補償業務基礎研修Ⅰ期」を二日間に分け、六つの題目について受講し、用地補償業務に関する基本的な法制度や実務の流れ、補償算定の考え方について体系的に学ぶ貴重な機会を得ることができた。受講した内容についての感想をそれぞれに分けて書こうと思う。

一つ目の題目である「用地補償体系概論・用地事務の概要」について、「用地補償体系概論」では「用地補償の法的な位置づけ」「損失補償基準の体系」「損失補償の項目の概要」の分類に分けられる。「用地補償の法的な位置づけ」は、主に公共事業と損失補償があり公共事業の特質は大きく4つあることを知った。損失補償は、行政行為全般に適用されるが今回の講習では公共用地の取得を主に説明され、主に憲法や民法に準じて施行されると知った。「損失補償基準の体系」については、用対連基準を例として一般補償と公共補償があることを理解した。「損失補償の項目の概要」は、大きく第6章まで分けられており、そこからさらに詳しく第47条まで規定されていることを知った。「用地業務概要」では、用地業務とは何かを基礎から詳しく説明したもので、まずこれを理解することから始めようと思った。

二つ目の題目である「一般補償基準及び公共補償基準」について、一つ前の研修で説明された損失補償基準の体系として、一般補償と公共補償の二つに分けられることを説明されたので、そこからさらに詳しく一般補償と公共補償について研修を受けた。一般補償は個人の財産権に対する損失補償であり、公共補償は公共施設等に対する機能回復だと説明された。その後は、概要に沿って一般補償と公共補償とは何かを詳しく説明されたが専門用語が多く理解することができなかつたので、一つずつ勉強して理解していきたいと思った。

三つ目の題目である「用地調査等請負基準及び共通仕様書」について、補償コンサルタントとはなにか、補償コンサルタント業務にはどのような部門があり、どのように業務を請け負うのかという基礎を学んだ。また、それに伴い用地調査補償業務の共通仕様書を資料として研修を受けた。共通仕様書については、東北地方整備局の資料もあり業務を担当するにあたりしっ

かりと共に通仕様書を読んで内容を理解し、円滑に業務を進めていければよいなと思った。

四つ目の題目である「土地等の調査」について、用地測量業務と土地の調査と補償についての基礎的な内容や国土調査における進捗率などの説明を受けた。用地測量業務の概要は、大まかな作業フローチャートや用地業務についての基礎的な研修内容だった。土地に関する調査と補償についても基礎的な内容であり理解することが出来た。業務に行き詰った時は、用地補償業務概説の資料を確認し円滑に業務を進めたいと思った。

五つ目の題目である「土地等の評価」について、土地評価の基準と土地評価の手順の二つについて説明された。様々な図を使って説明して頂いたが、補償コンサルタントの土地評価部門については触れてこなかったので理解に及ぶことが出来なかった。しかし、補償コンサルタント業務でいつかは請け負うことになるので、少しずつでもいいから理解していきたいと思った。

六つ目の題目である「建物等の調査・補償の考え方等」について、建物移転補償の根拠と建物の調査と積算方法、補償される工作物の種類について説明された。建物移転補償の根拠については、「用対連基準」と「用対連細則」の二つを根拠とすることを理解した。建物の調査と積算方法は業務ではやったことがなく、どのように調査しているのか、また、建物の積算についても携わったことがないので、このような建物の調査がある事をおおまかでしか理解することが出来なかった。工作物の調査については、様々な種類と分類に分けられており一つずつ算定していることが分かった。自分が調査・算定などの業務に携わるときは、それらのことに留意したいと思った。

全体を通しての感想は、用地業務や用地補償・コンサルタント業務について、この業界に初めて来た人を対象とした基礎的な研修会の内容であり、自分もまたこの業界に入り、すべての内容についてはまだ理解できていないところもあるので、受講した内容はしっかりと覚え、理解できなかった内容は再度じっくり自分で読み解き、少しずつでもよいので理解したいと思った。



## 用地補償業務基礎研修（I期）を受講して

(株)春日測量設計

田 島 夕 希

このたび「令和7年度 用地補償業務基礎研修（I期）」に参加させていただきました。研修は2日間という限られた時間ではありましたが、非常に内容の濃いプログラムであり、今後の実務に直結する多くの学びを得ることができました。日々の業務に追われる中で、制度の成り立ちや業務全体を改めて振り返る機会は少ないと感じております。

特に印象に残ったのは、「用地補償体系概論・用地事務の概要」の講義です。用地補償の法的な位置づけをはじめ、憲法第29条や土地収用法に基づく損失補償の意義、制度の整備と運用の経緯について、講師の先生が分かりやすく丁寧に解説してくださいました。用地補償業務が単なる事務処理ではなく、個人の財産権と公共の利益の調和の上に成り立っているという本質を改めて意識し、業務に携わる者としての責任の重さを強く感じました。また、補償基準の体系や用対連基準の役割、任意取得と強制取得の違いなどについても学ぶことができ、これまで曖昧であった知識が整理されました。制度全体のつながりを理解した上で業務にあたることの重要性を再認識し、日々の判断にも活かしていきたいと思いました。

次に、「土地等の調査について」の講義では、用地補償に関わる土地や建物の調査手法を学びました。特に境界確認や図面作成の精度が補償算定に大きく影響することを改めて実感し、正確な成果を得るために、技術力のみならず、現場での判断力や経験も重要であると感じました。今後は一つひとつの現場での経験を通じて、より確実で信頼される成果を提供できるよう努めてまいりました。

いと考えております。

また、「建物等の調査・補償の考え方等について」の講義も大変印象に残っております。図や写真が豊富に盛り込まれた資料により、建物の構造や用途、補償の判断基準を視覚的に理解することができました。現地調査の際に注意すべき点や、補償対象となる設備・工作物の分類についても具体的に学ぶことができ、非常に実践的な内容でした。建物補償では、技術的な正確さに加えて、所有者や使用者の立場に寄り添う姿勢が欠かせないという講師の言葉が特に印象的でした。業務の中では「制度に則りながらも、心を込めた対応をすること」が求められ、補償対象となる方々の大切な生活基盤に関わる責任を改めて意識いたしました。今後は、制度理解と人への配慮の両立を心掛け、丁寧で誠実な姿勢を持って対応してまいりたいと思います。

今回の研修を通じて、制度面・実務面の両方から用地補償業務を見つめ直すことができ、自身の業務をより俯瞰的に捉えるきっかけとなりました。知識や経験の不足を痛感する場面も多くありましたが、学ぶべき方向が明確になったことは大きな成果です。今後は、今回得た知識を実務に反映させ、より高い精度と信頼性を持った業務を目指していきたいと考えております。公共事業の円滑な推進に少しでも貢献できるよう、引き続き努力を重ねてまいります。

最後になりますが、このような貴重な学びの機会を提供してくださった関係機関の皆様、そして分かりやすくご指導くださった講師の先生方に、心より感謝申し上げます。



## 「中級研修を受講して」

(株)三和技術コンサルタント

土田一成

現在の会社に入社し、今年で5年目を迎えました。主に物件調査を担当しています。その中でも切っても切れないのが移転工法です。当社では社内で工法検討会を実施し発注者へ提案をしています。その社内検討会に参加した際に、自信がない事から発言できず、悔しい思いをしていました。

こうした経験から、今回の研修では移転工法の基礎を学び、業務に活かしたいという思いで参加を決意しました。不安もありましたが、今後の業務に前向きに取り組むきっかけにしたいという気持ちで臨みました。

研修ではまず、講師の方より議題に対する基本的な考え方をご教示いただきました。用地取得に際して支障となる要因や、移転工法の基礎について学びました。特に建物移転に関する認定手順や移転工法の考え方は、現在の業務に直結する内容であり、判断基準や検討の進め方を理解することができ、大変勉強になりました。また、どのような補償項目や内容が重要なのか、注意すべき事項、補償金算定のチェックポイント等を学べた事は大きな収穫だと感じました。

続いて行われたグループディスカッションでは、3つの移転工法の議題について他の参加者や講師の方と意見を交わしながら、グループとして一つの考えにまとめていきました。

議題は、【1. 営業車の駐車スペースが支障となる場合】、【2. 同一用途の複数施設の一部が支障となる場合】、【3. 通常妥当な移転工法の検討について】、というものでした。それぞれの議題に対して、機能回復の必要性や重視すべき事項を踏まえながら、適切な移転工法を検討しました。研修の前半で学んだ考え方を活かし、積極的に意見を出すことができました。

全体討議では、グループでまとめた意見を発表しました。他のグループと結論は似ていても、着眼点や検討の過程には違いがあり、一つの移転工法でも多様な考え方があることを実感しました。分からぬ点も積極的に発言でき、新しい視点を得られたことで理解が深まり、今後の業務にも活かせると感じました。また、講師の皆さんと質問に対して丁寧かつ的確な対応をしてくださったことで、安心して意見を述べることができました。

以前であれば、「支障がないようにすればよい」といった表面的な捉え方をしていましたが、今回の研修に参加することで、改めて自分の業務に対する姿勢や、組織の一員としての在り方について深く考える機会を得ることができました。

今回の学びを今後の業務にどう活かしていくかが重要だと感じています。社内でも移転工法の検討会に参加する機会があるため、今回学んだ「通常妥当な移転工法」や「機能回復の必要性」「重視すべき事項」などを意識し、少しでも多くの意見を出せるよう努めていこうと考えています。

今後は業務責任者としての役割を担えるよう、資格取得にも積極的に取り組み、支障となる点を的確に分析し、最善策を導き出せるよう補償業務の知識を深めていきたいと思います。

最後になりましたが、今回の充実した研修を企画・運営してくださった協会の皆様、そして丁寧にご指導くださった講師の方々に心より御礼申し上げます。また、班別討議では参加者の皆様のご協力のおかげで、自分の役割を無事に果たすことができました。さらに、このような貴重な学びの機会を与えてくださった会社にも、深く感謝申し上げます。



## 「総合補償実務研修を受講して」

(株)三和技術  
坂本慎吾

補償コンサルタント業務に携わり今年で25年目になります。普段の業務は主に用地取得に係る物件の調査・算定を行っています。近年、青森県では、補償説明業務が年に数件発注されており、これまで3件程度はベテラン職員の補助役として同席した経験はありました。以前まで用地交渉については、県の担当職員が行っていましたが、用地に精通したベテラン職員の減少や若手社員の育成が追いついていないという人手不足が背景にあり、今年度から用地補償総合技術という形で、補償の内容説明から契約までの用地交渉を行う業務の発注が始まり、今後、業務委託が増えてくると思われるため、少しでも業務に対応できるよう知識と実務が学べればと思い、今回の研修を受けさせて頂きました。

研修のカリキュラムは、一日目が座学、二日目が模擬の用地交渉を行うという日程が組まれ、一日目はまず、用地交渉の心得として、交渉前の事前準備、交渉にあたっての基本姿勢、留意点、説明事項、交渉後の措置についての講義がありました。次に、用地交渉に係る税金等についての講義があり、最後に、不当要求対策についての講義を受け、初日の座学は終了しました。用地交渉の心得の講義中にあった「個人的私見で話をしないこと（話し方に気を付ける）」について、講師の方の経験談に基づく講義が印象的でした。用地補償に係る税金等の講義については、普段あまり馴染みが無いため、今回配布された資料等をもとに十分な理解が必要であると感じました。

二日目は、いよいよ模擬交渉の実践です。班ごとに分かれ、用地交渉役と権利者役に分かれて模擬交渉を行いました。私の班では「土地に対する補償」が交渉側の課題として与えられ、挨拶の仕方、交渉の進め方、説明するべき事項、想定される質問への対応などを事前に話し合いました。普

段の業務ではあまり触れることのない土地評価や残地補償についても検討され、理解を深めることができました。また、権利者側の課題である「その他の補償等（通損）」についても、権利者の立場からどのような質問を投げかけるかを検討し、交渉の視点を広げることができました。

模擬交渉では、用地交渉役として選出され、中央のテーブルで行われる交渉を、他の皆さんのがこれを囲んで見学するというスタイルで始まり、実際の用地交渉とはまた違った緊張感の中、もう一名の交渉役の方に助けて頂きながら、何とか役割を果たすことができました。交渉の場では、相手の表情や反応を見ながら言葉を選び、説明の順序や伝え方を工夫する必要があることを実感しました。他の班の模擬交渉を見学する際には、リラックスした雰囲気の中で、さまざまなやり取りや工夫を学ぶことができました。模擬交渉ということもあり、交渉役、権利者役それぞれが役に入り込んだ迫真の演技は、まるで俳優の養成学校のようで、実務に近い形での体験ができたことは非常に有意義でした。

今回の研修を通じて、用地交渉に必要な知識と姿勢を学ぶことができ、今後の業務に活かすための大きな一歩となりました。特に、交渉における事前準備の重要性や、相手の立場に立った説明の工夫、そして冷静かつ誠実な対応の必要性を実感しました。今後、業務委託が増加する中で、今回の学びを活かし、より実務に対応できるよう努力してまいります。

最後に、研修の準備・ご指導をいただいた協会並びに講師の皆様、そして共に学んだ受講者の皆様に心より感謝申し上げます。今後も研修で得た知識を活かし、地域と行政をつなぐ役割を果たしていくよう、日々精進してまいります。



## 専門研修（土地収用）を受講して

(株)みちのく計画

蝦名鉄三

令和7年10月29日および30日の2日間にわたり、専門研修（土地収用）を受講させていただきました。

「土地収用法」については、「補償業務管理士検定試験」の共通科目を取得する過程で、ある程度の知識を得ていました。弊社には土地収用に関する業務を担当する部署があり、比較的身近なものではありましたが、別部署ということもあって直接関わる機会はありませんでした。

今回研修に参加したきっかけは、「事業認定相談用資料作成業務」を受注したことです。受注内容は道路に関する事業認定であり、そこには幅広く高度な専門知識が求められるものでした。業務担当者と話す機会があり、作業内容について自分の認識と照らし合わせながら確認する場面もありました。

私は当初、補償に関する知識によって遂行する業務だと考えていましたが、実際には道路法を始めとする様々な規制や構造的な問題の見直し、さらには高度な設計の専門的知識も必要とされる業務であることがわかりました。

そこで、「土地収用法」とはどのようなものなのか、また事業認定に関しての考え方や作業内容について理解を深めたく、今回の受講に至りました。

研修の初日は、国土交通省の講師を始め、実務の現場から民間コンサルタントの方も含めた合計3名の講師による解説が行われました。最初は、「事業認定の申請書作成の留意点」や土地収用法の概要について説明があり、手続きの流れや事業認定の要件について、パワーポイントを用いたフローチャートを使って分かりやすく解説されました。また、具体的な手続きの進め方や関係機関の審査についても説明があり、この業務は発注者を始めとする関係者間の密接な打ち合わせが重要な業務であることも強調されました。

次に、「裁決申請書作成の留意点」についてです。事業の認定告示後に行う裁決申請に関し、調書の作成や明け渡し手続きについて説明がありました。内容は主に、土地調書や物件調書の作成や各手続に要する期間について、余裕をもって見込んだ工程管理の解説でした。

また、「所有者不明土地法」については、講師の先生がご自身の経験をもとに、事前に収用委員会事務局に相談することが効率的な方法であるとのアドバイスもあり、紹介されていました。

初日の最後には、民間コンサルタントの講師の先生から「事業認定申請図書の作成」について過去の業務事例を踏まえた講義がありました。

事例は道路の事業認定に関するもので、設計図の成果検証から始まり、道路事業の目的、規格の根拠、ルートなどの根拠の積み上げを行うことが重要であると説明されました。これらの根拠に基づき、道路規格等から外れる場合は修正設計や変更が必要となる現実も指摘されました。具体的な実例を挙げての内容は非常に印象に残りました。

事業認定は、道路法や道路構造令に準拠した成果図面を前提としているため、道路事業の目的、道路の規格、取付道や側道、構造物の規格、交差点の計上、計画道路が都市計画法の道路に該当するかどうか、交通量や環境影響評価など、多岐にわたる要素を踏まえ、積み上げていく必要があります。その上で申請書の作成が始まるため、これは2件分に相当する業務量の多さを改めて感じました。

2日目は、初日の「事業認定申請図書の作成」を踏まえ、参加者を3つの班に分けて演習課題に取り組みました。書記と発表者は事前に割り当てられており、最後に各班が発表を行うという内容でした。課題は、事業認定申請書の空欄箇所について穴埋めを行うもので、事前に配布された資料の中から必要な情報を探し出して作成するものでした。課題に取り組んでみると、申請書の内容と資料の意味を理解しなければ解答できない難易度であり、道路設計の要素も多く含まれていたため、設計の知識がほとんどない私にとっては未知の領域でした。班内で話し合いながら解していく形式だったため、活発な議論が行われ、また各班には講師の先生も付いてくださったおかげで、助言や解説をもらうなど非常に有意義な時間となりました。

このたびの専門研修（土地収用）ですが、大きな知識と刺激を頂き、今後の大きな糧として役に立つことと実感しました。

最後になりますが、二日間にわたり多忙の中、有効的な研修を開催して頂きました日本補償コンサルタント協会並びに講師の方々に深く感謝申し上げます。

## 東北地方整備局との意見交換会について

令和7年11月6日（木）、パレスへいあんで東北地方整備局との意見交換会を、東北地方整備局からは用地部長の伊藤光一様ほか3名、当支部からは田村道雄支部長ほか6名が出席して開催しました。

当支部からの要望事項及び東北地方整備局からの回答等についてお知らせします。



田村支部長から伊藤用地部長へ要望書を手交

### 第1 お願いの主旨

一般社団法人日本補償コンサルタント協会東北支部の活動に対しまして、日頃から格別の御理解と御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

昭和59年の補償コンサルタント登録規程の制定以降、補償業務管理士制度の創設等を経て、補償コンサルタント業並びに補償業務管理士の社会的位置づけが明確化され、平成28年からは資格者を対象に継続的能力開発（CPD）を実施することにより資質の維持・向上に努めており、起業者の皆様から補償業務を安心して任せられる業界との認識も高まり、会員一同感謝に堪えないところでございます。

また、近年は風水害・土砂災害・地震等の自然災害の激甚化並びに頻発化等に伴い、復旧整備の迅速化、多様化のニーズが増大しておりますが、自然災害時の対応につきましては、今後も引き続き緊急出動対応に備えてまいります。

さて、近年の用地関係業務は、社会情勢の変化に伴い、複雑化、多様化、そして高度化しております。

## ~~~~~(事業報告I)~~~~~

加えて、東北地方においては、「第2期復興・創生期間」以降の東日本大震災からの復興の基本方針が見直され、以前にも増して用地業務を取り巻く環境の変化に伴い業務量が減少し、中小・零細企業が大半を占める補償コンサルタント業界の負担は非常に大きいものがございます。

さらには、業務に従事する補償業務管理士等の高齢化が進んでおり、将来の人材の確保育成が喫緊の課題となっております。

当支部といたしましては、向後の社会情勢の変化に柔軟に対応すべく、今後も業務の実施にあたって円滑な公共事業用地の確保に寄与すべく努力してまいる所存でございます。

つきましては、直面する次の事項につきまして、特段のご高配をいただきたく、お願い申し上げます。

令和7年11月6日

一般社団法人 日本補償コンサルタント協会

東北支部長 田 村 道 雄

## 第2 東北支部からの要望事項及び東北地方整備局からの回答

### 要望事項1 地域コンサルタントの活用について

気候変動に伴い、近年、東北地方の各地で風水害を初めとする自然災害が発生し、その状況が激甚化・頻発化しております。このような状況下にあっては、従来にも増して地域の災害対応力が求められ、公共事業を支えるためには地域コンサルタントの一層の充実が欠かせません。

そのためにも、中長期的に地域を支える企業を存続させ育成する取組みの対応と更なる推進と併せて、より一層の地域コンサルタントの活用をお願いいたします。

### 【回 答】

国・自治体における用地職員の減少、自然災害の頻発化、所有者不明土地の増加など様々な課題がある中で、用地業務を推進していくためには、貴協会との緊密な連携が不可欠と考えております。

貴協会には日頃から用地取得のパートナーとして御協力いただいているほか、土地政策推進連携協議会への参画や用地対策連絡会への協力など、様々なご支援をいただいており、御礼を申し上げます。

今後も引き続きご支援をいただきますようお願い申し上げます。

## ~~~~~(事業報告I)~~~~~

### 要望事項2 安定的かつ持続的な業務量の確保について

将来を見据えた担い手の確保・育成のために、賃金の引上げ、作業効率の向上、長時間労働の是正、そして女性が活躍できる魅力ある職場環境の構築を目指していますが、業務量につきましては、復興事業の概成に伴い減少し大変厳しい状況にあります。その上、会員の多くが中小企業であり、魅力ある職場環境を実現していくためには、安定的・持続的な業務量の見通しがあることが欠かせません。

つきましては、6月に決定された「第1次国土強靭化実施中期計画」の着実な推進のため、安定的な公共事業予算の確保・増額を引き続きお願ひいたします。

### 【回 答】

国土交通省の公共事業関係費につきましては、令和6年度補正予算において「5箇年加速化対策」関係1.1兆円を含む約1.9兆円が計上されており、また、令和7年度予算において前年比1.00倍の約5兆2,700億円が計上され、令和6年度補正と合わせて切れ目無く取組を進めることとしております。

また、今年の6月には国土強靭化中期計画が閣議決定され、事業規模として令和8年度からの5年間でおおむね20兆円強程度盛り込まれたところであり、当計画に基づく事業についても着実に推進していくものと考えております。

国土交通省としては、中長期的な見通しの下、必要かつ十分な公共事業予算の安定的・持続的な確保を図ることとしております。また、その際、近年の資材価格の高騰等の影響等を考慮しながら労務費も含め適切な価格転嫁が進むよう促した上で、今後も必要な事業量を確保することとしているところです。

### 要望事項3 年間業務量及び納期の平準化、並びに工期変更対応について

業務発注時期に関し、予算繰り越しの柔軟な運用、ゼロ国債・翌債の活用等により、受注業務量の少ない第一四半期の発注件数割合のより一層の増加により、年間業務量並びに納期の平準化が可能になるようご配慮をお願いいたします。

また、業務打合せ等は設備環境を踏まえつつWebを活用するとともに、夏季の猛暑による作業環境の過酷化並びに地権者対応等による日程の遅れなどの作業工程の変更などによる工期設定等の弾力的な対応についてご配慮をお願いいたします。

### 【回 答】

現在、用地関係業務については、用地調査等業務費積算基準等に基づき、発注する業務の内容等を考慮の上、適正な工期の設定を行うこととしております。

納期については、必要に応じて国債及び翌債を活用するとともに、可能な限り一定の時期に集

## ~~~~~(事業報告I)~~~~~

中することのないよう、早期に着手できるものについては、納期を工夫するなどの取組を行い、平準化に努めております。

引き続き、適正な工期設定や納期の平準化に努めてまいります。

また、コロナ禍において定着した業務環境（Web会議など）については、業務効率化に資するものと認識しており、引き続き継続していきたいと考えております。さらに工期変更につきましても適切に対応してまいります。

### 要望事項4 発注歩掛等の継続的検証について

発注歩掛については、国土交通本省において用地調査等の業務ごとに所要時間の実態調査が行われ、順次歩掛の改訂が行われております。歩掛は、作業内容及び仕様書の変更と相互に関連いたしますので、今後とも適時の検証を継続していただき、適切に改訂いただきますようお願いいたします。

#### 【回 答】

国土交通本省において実施している用地関係業務の所要作業時間等調査及びヒアリングにご協力いただいておりのこと、厚く御礼申し上げます。

今後も、実態に即した発注歩掛とすべく調査を継続していく予定です。

調査結果を踏まえた既存の歩掛の検証や、新たな歩掛の制定等にあたっては、正確な調査が極めて重要になりますので、貴協会におかれましては、引き続きご協力をお願い申し上げます。

なお、今年度は、用地調査等業務における石綿調査に係る歩掛新設及び消費税等調査に係る歩掛検証を予定しており、加えて、用地関係業務全般に係る旅費交通費の率検証を予定しております。

### 要望事項5 技術者単価及び低入札価格調査基準の見直しについて

担い手の確保・育成のためには、適正な賃金水準や魅力ある就業環境の構築が欠かせません。

つきましては、令和4年度から実施されております「賃上げを実施する企業に対する加点措置」に対応し、経営環境及び就業環境の安定、改善を図り、働き方改革や担い手確保に繋げるためには、更なる技術者単価の引き上げと低入札価格調査基準の設定範囲等において、工事と業務において開差がある状況を踏まえ、設定範囲及び一般管理費等の算入率について実態に応じた引き上げをお願いいたします。

#### 【回 答】

技術者単価につきましては、毎年、国土交通省大臣官房技術調査課が公表している設計業務等委託技術者単価を使用しております。

同単価は、設計業務等技術者給与実態調査に基づき決定されるのですが、13年連続の引き上げとなっており、令和7年度技術者単価においては、全職種（職階）単純平均で対前年度比5.7%

## ~~~~~(事業報告I)~~~~~

の引き上げがされております。

また、低入札価格調査基準の算定に使用する一般管理費等の算入率及び範囲につきましては、令和6年4月に引き上げを実施したところです。今後も実態に即した基準となるよう、国土交通本省とも緊密に連携を図って、いきたいと考えております。引き続き調査へのご協力をお願い申し上げます。

### 要望事項6 発注手続きにおける補償業務管理士の評価拡充について

本年8月以降に公告がなされる業務から、入札における技術者評価において、補償コンサルタント継続教育(CPD)協議会が発行する学習履歴証明書による年間取得実績(CPDポイント)を評価項目として適用いただき、御礼申し上げます。

向後は、当協会が平成3年に創設した「補償業務管理士」について、発注時の有資格者の高評価が業務意欲の向上並びに技術者の定着と新規入職の動機付けに寄与することを踏まえ、発注手続きにおける企業評価及び技術者評価の一層の拡充をお願いいたします。

### 【回 答】

当整備局の補償コンサルタント業務における企業評価及び技術者評価については、当整備局企画部技術管理課が定める「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」に基づき、適切に評価項目や配点を設定しているところです。

ご要望については、今後も技術管理課と緊密に連携し、国交省全体の動きを踏まえて適切に対応してまいりたいと考えております。

### 要望事項7 補償コンサルタントとしての資質向上のための支援について

当支部及び各県部会においては、当協会員の資質と技術力の維持、向上のため各種研修等を実施し、起業者皆様の信頼に応えることができるよう努めています。

貴局からは、講師の派遣等について、ご支援ご協力をいただきまして誠に有り難うございます。用地関係業務に関連する私ども民間事業者の発展・育成につながるよう、さらなる推進を進めていただきますようお願いいたします。

また、当協会員の業務に関係する各種制度、仕様等の変更事項に関しましては、東北地区用地対策連絡会のご支援もいただきながら各種の補償実務研修などを実施するとともに情報提供するなどして会員に最新の補償関係情報を提供しているところであります、特に補償基準等の改正並びに補償金算定標準書の改訂に関する説明会の開催等と併せて、引き続き研修を担当する講師等への意見交換もご配慮いただきますようお願いいたします。

### 【回 答】

公共事業においては、重点的かつ効率的な事業実施とともに事業効果の早期発現が求められて

## ~~~~~(事業報告I)~~~~~

おり、用地取得の円滑化、迅速化を図る観点からも高い品質の成果が求められているところです。

補償コンサルタントの技術力の維持・向上は、起業者としても望ましいものであり、貴支部及び各県部会の研修・説明会等の講師派遣については、これまでと同様に対応してまいりたいと考えております。

また、補償基準等の改正及び補償金算定標準書の改定については、引き続き情報提供、説明会の開催等により対応していきたいと考えております。加えて、研修を担当する講師等への意見交換についても、必要に応じて対応してまいります。

### 要望事項8 東北地区用地対策連絡会会員への情報提供等について

東北地区における公共・公益事業者の用地行政の調整を行っていただき感謝申し上げます。

当協会は、本年5月8日付けで東北地区用地対策連絡会会长様宛要望書を提出させていただき、以下の5項目を要望いたしました。

- (1) 補償コンサルタント登録規程の積極的な活用等について
- (2) 「働き方改革」に関する業務環境の改善について
- (3) 補償業務体制へのご支援等について
- (4) 災害対応協定の見直しに関するご指導について
- (5) 工事の施工に起因する地盤変動による建物等の損害等に関する事務処理について

つきましては、東北地区用地対策連絡会会員の皆様への情報提供及びご指導をお願いいたします。

また、災害発生に伴う業務の一時中止等柔軟な対応につきましても、引き続き県支部を通じ自治体への周知をお願いいたします。

### 【回 答】

東北地区用地対策連絡会の活動につきましては、日頃よりご支援、ご協力をいただき、御礼を申し上げます。

本年5月8日付け要望書につきましては、5月28日に開催しました東北地区用地対策連絡会第82回定期会において配布、周知したところです。

また、災害発生時の業務の一時中止等柔軟な対応を含め、東北地区用地対策連絡会としても各県支部に対し情報提供を行ってまいります。

### 第3 東北支部からのその他の要望事項及び東北地方整備局からの回答

#### 要望事項1 「東北地区土地政策推進連携協議会」の状況等について

当協議会の活動につきましては、関係団体の構成員として、引き続き積極的に参画し支援させて顶きますが、東北地区における自治体等の皆様の取組状況並びに相談内容について、ご教示をお願いいたします。

また、「土地政策推進連携協議会を活用して士業団体等によるチーム」が構築され、当支部も加入しておりますが、参考となる取り組み事例等がありましたらご教示をお願いいたします。

#### 【回 答】

「東北地区土地政策推進連携協議会」の活動につきましては、積極的なご支援をいただき御礼申し上げます。各自治体の取組につきましては、一部の自治体で、NPO法人と連携し、継続的に空き地・空き家の利活用に取り組んでいる事例があります。

また、「土地政策推進連携協議会を活用した士業団体等によるチーム」につきましては、貴協会支部及び士業団体等の皆様にご理解ご協力をいただき体制を構築させていただいております。当協議会では個別に市町村との意見交換会を実施しており、専門的な助言等が必要となる事案が発生した場合にはご相談させていただきたいと考えております。

なお、貴協会支部の所有者不明土地問題に関する取組につきましても、協議会構成員の皆様に紹介してまいりますので、用地問題に対する専門的な知見からのご助言を含めて、情報提供のご協力をお願いいたします。

#### 要望事項2 災害への対応及び支援の動向について

国土交通本省においては、南海トラフ地震等の大規模災害に備えるため、更なる体制強化と多様な主体との連携推進を図るべく、施策のとりまとめを推進していると聞いております。この件につきまして、現在の状況についてご教示をお願いいたします。

#### 【回 答】

国土交通本省では、能登半島地震等の経験も踏まえ、気候変動により激甚化・頻発化する水害や切迫する南海トラフ地震等の大規模広域災害に対応するため、国土交通省の持つ現場力・総合力を活かした被災自治体への応援の強化向け、TEC-FORCE の増強と行政機関・民間企業・学識者などの専門性を持った多様な主体との更なる連携強化による新たな応援体制を構築していくこととしております。

なお、当局では、49名のTEC-FORCE 予備隊員を登録し、被災地方公共団体への支援体制を強化すると聞いております。

## ~~~~~ (事業報告 I) ~~~~

### 要望事項3 用地補償総合技術業務について

市町村においては、用地業務担当職員は不足しており、人口規模の少ない市町村においては、ほとんど用地業務担当職員がいない状況と聞いております。

また、国におきましても定員削減等により用地業務担当職員は減少し、用地部門の「専門家」としての育成は困難になりつつあると聞いております。

それにつきましては、発注者の皆様に代わって公共用地交渉を行う総合補償技術業務があり、当協会においても「総合補償士」の育成並びに「総合補償部門」の登録を積極的に行っていく所存です。

なお、今年度においても7月時点で2業務の委託がございました。貴局における同業務の今後の活用見込みについて、ご教示をお願いいたします。

#### 【回 答】

用地補償総合技術業務につきましては、平成23年度より「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく市場化テストが終了したことから、仕様書や積算基準等を検証のうえ業務歩掛の改訂を行い、令和6年4月1日より契約締結する業務に適用されております。

来年度においても、災害復旧事業等における用地取得の支援業務として活用していく予定ですので、引き続きよろしくお願ひいたします。

### 要望事項4 用地関係資料作成整理等業務について

本業務につきましては、新たな災害の発生による事務量の増大等に対応するためとして、今年度も継続して発注をしていただいておりますが、次年度以降の動向と他の整備局で導入されている用地調査点検等技術業務の貴局における導入時期につきまして、ご教示をお願いいたします。

#### 【回 答】

用地関係資料作成整理等業務につきましては、今年度は管内18事務所20業務を実施しているところです。

当整備局におきましては、令和元年の台風19号や、令和2年7月豪雨、令和4年7月から8月にかけて東北各地で豪雨災害、令和5年7月には秋田で豪雨が発生、令和6年7月には山形、秋田で豪雨が発生しており、新たな災害の発生による事務量の増大等に対応するため、令和8年度も用地関係資料作成整理等業務を継続する予定であります。

## ~~~~~(事業報告I)~~~~~

### 要望事項5 補償コンサルタント業務における入札契約手続きの動向について

令和4年度から試行業務として実施されている土地評価と用地調査等業務の一括発注につきまして、現在の状況と次年度以降の動向について、ご教示をお願いいたします。

また、総合評価落札方式における加点措置については、本年8月から全ての業務において、厚生労働省所管の「くるみん認定企業」及び「えるぼし認定企業」への加点措置がなされましたが、経済産業省所管の「健康経営優良法人」に認定されている者への加点につきましてもご配慮をお願いいたします。

#### 【回 答】

土地評価と用地調査等業務の一括発注については、令和4年7月から試行を開始し、令和4年度は7業務（翌債含む）、令和5年度は7業務、令和6年度は8業務、令和7年度は6業務（翌債含む）が実施されているところです。

また、昨年12月から補償コンサルタント等の受注者に対し、不動産の取引価格等に関するアンケート調査結果について提供が可能となったことを受け、補償コンサルタント単体への発注も1業務実施しているところであり、実施状況を踏まえ、一括発注の試行継続の可否を判断していくたいと考えております。

なお、「くるみん認定企業」及び「えるぼし認定企業」については、他業種の状況をふまえ加点措置を講じているところです。

健康経営優良法人については、国土交通本省及び各地方整備局の動向を踏まえ対応を検討していきたいと考えております。

### 要望事項6 用地業務分野でのDXの取り組みについて

当支部におきましては、働き方改革に伴い、外業のみならず全体的な用地業務のDX（AIの活用等）について、官民共同で検討する必要があると考えております。つきましては、今年度の東北地方整備局DX推進部会の用地部会の検討状況についてのご教示と併せて是非、用地業務分野におけるDXに関しての意見交換会をお願いいたします。

また、用地業務における電子納品につきましては、昨年度本省及び各地方整備局にて要領・ガイドライン等の検討を行っているとのことでしたが、現在の動向につきましてもご教示をお願いいたします。

#### 【回 答】

国土交通省では、「ICT技術の全面的な活用」により生産性が高く魅力的な新しい建設現場を創出することを目的として、アイ・コンストラクションに取り組んでおり、補償コンサルタント

## ~~~~~(事業報告I)~~~~~

業務においても、三次元測量データや現地映像などの新技術の活用に関心があるところです。

今後、これらの先進技術に関する効果等に関して引き続き情報交換等をさせていただければと存じます。

また、建設業に係る受注業者の働き方改革や建設現場の抜本的な生産性向上、デジタルに対応した人材育成を目的に、令和3年11月18日に東北地方整備局インフラDX推進本部を設置しております。

更に、令和4年6月27日には同推進本部会議においてDX推進部会に用地部会が追加となり、用地部会として、用地分野における非接触・リモート型の働き方への転換をテーマに検討を進めているところです。

全国の取組としましては、令和7年度は、建物等調査（事業損失含む）、立竹木調査における3Dデータの活用、用地業務において活用可能なAIの照会、用地版情報共有システム（ASP）の検討等を行っております。

また、電子納品については、現在、国土交通省本省及び各地方整備局において、用地調査等業務における電子納品要領・ガイドライン（案）の内容を検討しているところです。

### 要望事項7 会計検査の受検内容について

補償業務における調査並びに算定につきましては、監督職員と十分な協議の上で、引き続き適正な補償金額の算定等に努めますが、受注者として会計検査の受検内容で、留意すべき点などがございましたら、会員への周知並びに研修内容への組み入れ等を行いますので、ご教示をお願いいたします。

### 【回 答】

令和7年度にこれまで実施されました東北地整の用地関係が該当する会計実地検査は、1事務所が受検しておりますが、用地に関する指摘はございませんでした。

また、全国の検査傾向として、補償金額の時点修正関係における再算定または物価修正の実施状況、建物算定関係における建築年次の判定、耐用年数や非木造建物の鉄骨肉厚認定、機械設備関係における耐用年数や見積内容、営業補償における休止日数、公共補償における減耗分の算出等について検査されております。（情報提供として、皆様には直接関係はございませんが、近年、現物補償について説明を求められています。）

なお、補償における調査及び算定につきましては、監督職員と十分な協議のうえ、引き続き適正な補償金額の算定等を図られるようお願いいたします。

## 第22回 補償業務発表会

第22回補償業務発表会を、Web方式で開催いたしました。

なお、参加者につきましては、当支部会員286名（77会員）及び会員以外6名（3社）、あわせて292名の方々から参加をいただきました。

発表会は、主催者として東北支部長 田村道雄氏の挨拶から始まり、6演題を発表していただきました。

また、来賓として、東北地方整備局用地部長 栗原敏光様並びに用地調整官 浅利博光様をお迎えし、あわせて東北地区用地対策連絡会とも連携して、同会の会員である起業者様からもWebにて視聴いただきました。

発表後、研修委員 岩渕浩一氏と村上太氏の講評に続き、発表者の皆様へ支部長 田村道雄氏から奨励賞が授与され、研修委員長 小柴建造氏の閉会の挨拶で終了しました。

発表いただいた6名の皆様並びに所属する会員各社に厚くお礼申し上げます。



田村支部長の挨拶



栗原東北地方整備局用地部長の挨拶

### 記

開催日時：令和7年6月24日（火） 13:00～17:00

場 所：仙台市青葉区中央一丁目1-1

ホテルメトロポリタン仙台4階 芙蓉

### [発表演題]

(1) 「【被災地における用地取得を円滑に進める】リモート境界立会の実施と効果」

株式会社 桑折コンサルタント

事業監理業務プロジェクトマネージャー

佐久間 健

(2) 「白地の境界確定の進め方」

サンエスコンサルタント 株式会社

用地補佐

桜 田 隆哉

~~~~~ (事業報告 I) ~~~~

(3) 「事業用地において、営業するガソリンスタンドが直接支障となり、

調査算定を行った事例について」

エイコウコンサルタンツ 株式会社

技術部 補償課 主任

中 濱 翔 太

(4) 「産業廃棄物処理施設の一部が支障となり、隣接地を代替地として検討を行った事例」

株式会社 山形用地補償研究所

専務取締役

鈴 木 仁

(5) 「法令改善の解説と建築基準法改正」

株式会社 石川技研コンサルタント

調査補償課 係長

竹 内 正 行

(6) 「高架橋建設による日照阻害（日陰による水稻への影響）の調査方法と費用負担について」

株式会社 三共コンサルタント

業務課長

阿 部 章



岩淵並びに村上研修委員の講評



小柴研修委員長の挨拶



奨励賞の授与

設立60周年記念講演・ 令和7年度東北地区用地対策連絡会補償事例発表会 (東北地区用地対策連絡会主催)

令和7年度東北地区用地対策連絡会が主催いたしました設立60周年記念講演・補償事例発表会が、下記のとおり開催されました。当支部にもご案内をいただき、非常に多くの会員の皆様が聴講いたしました。

今年度は、配信回線数を増数いただいて、視聴された全会員へ東北地区用地対策連絡会事務局から直接配信により開催いたしました。

はじめに、東北地区用地対策連絡会会长で東北地方整備局長の西村 拓様からご挨拶があり、続いて「設立60周年記念講演」として、(一財) 公共用地補償機構 用地補償研究所長の浅尾 一郎様から講演がありました。

その後、暫時休憩後に5題について、補償事例の発表がありました。

ご講演を頂きました浅尾様、補償事例を発表していただいた5名の皆様並びにWeb配信を行うにあたり、ご配慮いただきました東北地区用地対策連絡会事務局に厚くお礼申し上げます。

記

開催日時：令和7年12月2日（火） 13:30～17:00

[設立60周年記念講演]

「近年の損失補償基準等の改正について」

一般財団法人 公共用地補償機構 用地補償研究所
所 長

浅 尾 一 郎 氏

[補償事例発表：演題]

1 『境界争いがある土地における不明裁決申請について』

東北電力ネットワーク株式会社
用地部 長 栄 壮太郎 氏

2 『相続関係人と推定されたもの全員が相続放棄をしていた土地を

所有者不明土地管理命令の申立てにより取得した事例』
青森県 西北県土整備事務所
用地課 主幹 佐 藤 光 氏

3 『中間貯蔵施設事業について』

環境省 福島地方環境事務所
中間貯蔵総括課 係長 伊 藤 祐 晖 氏
用地課 係長 菅 野 宏 美 氏

4 『共同住宅の関連移転検討と借家人の生活保護受給への対応事例』

山形県 村山総合支庁
建設部 西村山建設総務課 シニア専門員 丹 野 康 志 氏

5 『太陽光発電設備の補償事例』

仙台市 財政局 理財部
用地課 用地第三係長 星 勝 彦 氏

令和7年度 用地補償業務基礎研修(I期)カリキュラム

| 月 日 | 時 間 | 教 科 名 | 講 師 |
|---------|-------------|--------------------------|------------------------------------|
| 6月4日(水) | 9:20~9:30 | 全体説明 | 事務局 |
| | 9:30~12:00 | 用地補償体系概論用地事務の概要 | 支部会員
(株)建設相互測地社
齊藤 博実 |
| | 13:00~15:00 | 一般補償基準及び
公共補償基準について | 支部会員
(株)東日本エンジニアリング
藤原 貴美夫 |
| | 15:10~17:00 | 用地調査等請負基準及び
共通仕様書について | 支部会員
(株)建設相互測地社
野呂田 天 |
| 6月5日(木) | 9:00~10:00 | 土地等の調査について | 支部会員
(株)桑折コンサルタント
桑折 秀彦 |
| | 10:10~12:00 | 土地等の評価について | 東北地方整備局用地部
用地補償課 補償基準係長
野坂 健 |
| | 13:00~16:15 | 建物等の調査・補償の考え方等について | 支部会員
(株)大江設計
秋葉 桂太 |
| | 16:20~16:40 | 閉講式 | 事務局 |



講 義 状 況

~~~~~(事業報告I)~~~~~

参加者名簿

| No | 会員番号  | 会 員 名           | 氏 名   |
|----|-------|-----------------|-------|
| 1  | 2-002 | (株)東日本エンジニアリング  | 片桐愛美  |
| 2  | 2-080 | (株)みちのく計画       | 工藤理音  |
| 3  | 2-203 | みちのくコンサルタント(株)  | 辻愛輝   |
| 4  | 2-077 | 陸奥テックコンサルタント(株) | 坪井一記  |
| 5  | 2-024 | (株)寒河江測量設計事務所   | 島裕貴   |
| 6  | 2-095 | 中井測量設計(株)       | 佐藤健人  |
| 7  | 2-159 | (株)サトーテクニカル     | 小寺隆道  |
| 8  | 2-131 | (株)眞宮技術         | 藤田誠一  |
| 9  | 2-008 | 東邦技術(株)         | 播磨英樹  |
| 10 | 2-020 | (株)東北補償コンサルタント  | 黒澤瑠緯  |
| 11 | 2-104 | (株)岩手開発測量設計     | 高橋凌将  |
| 12 | 3-195 | (株)四門東北支店       | 大原華子  |
| 13 | 2-218 | (有)新興技術         | 川畑哲人  |
| 14 | 2-146 | (株)第一補償コンサルタント  | 佐藤芳樹  |
| 15 | 2-023 | (株)東開技術         | 菊地冴   |
| 16 | 2-219 | (株)アドテック        | 高砂哲也  |
| 17 | 2-130 | (株)三和技術         | 對馬諒   |
| 18 | 2-047 | (株)都市整備         | 村山智紀  |
| 19 | 2-043 | (株)田村測量設計事務所    | 我妻智   |
| 20 | 2-057 | 柴田工事調査(株)       | 高橋一希  |
| 21 | 2-075 | (株)都市技術         | 西田友希  |
| 22 | 2-052 | (株)春日測量設計       | 田島夕希  |
| 23 | 2-007 | エイト技術(株)        | 羽田直央  |
| 24 | 2-034 | (株)吉田測量設計       | 田中達也  |
| 25 | 2-212 | (株)郡山測量設計社      | 鈴木実   |
| 26 | 2-207 | (株)総合土木コンサルタント  | 原田真吾  |
| 27 | 2-001 | (株)三和技術コンサルタント  | 伊藤豪志  |
| 28 | 2-143 | (株)ユアール補償技術研究所  | 石川貴恵子 |
| 29 | 2-068 | (株)横山測量設計事務所    | 後藤直司  |
| 30 | 2-028 | (株)秋元技術コンサルタント  | 渡辺拓翔  |
| 31 | 2-032 | 東北エンジニアリング(株)   | 吉田艶樹  |
| 32 | 2-220 | (株)福建コンサルタント    | 柳田惟   |
| 33 | 2-080 | (株)みちのく計画       | 小井口惠  |
| 34 | 2-203 | みちのくコンサルタント(株)  | 奥寺未来  |
| 35 | 2-143 | (株)ユアール補償技術研究所  | 瀬古美津枝 |
| 36 | 2-131 | (株)眞宮技術         | 茂木和範  |
| 37 | 2-220 | (株)福建コンサルタント    | 佐藤博之  |
| 38 | 2-104 | (株)岩手開発測量設計     | 佐賀真帆  |
| 39 | 2-007 | エイト技術(株)        | 野田頭隆太 |
| 40 | 3-195 | (株)四門東北支店       | 菅原燦   |
| 41 | 2-047 | (株)都市整備         | 佐々木董  |
| 42 | 2-068 | (株)横山測量設計事務所    | 堀越蓮   |
| 43 | 2-001 | (株)三和技術コンサルタント  | 佐藤龍信  |
| 44 | 2-207 | (株)総合土木コンサルタント  | 阿部昌子  |

## 令和7年度 中級研修カリキュラム

| 月 日       | 時 間         | 教 科 名                | 講 師                                                                                          |
|-----------|-------------|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7月 2日 (水) | 10：15～10：30 | 開講式                  | 事務局                                                                                          |
|           | 10：30～12：00 | 建物移転工法の考え方           | 東北地方整備局用地部<br>用地対策課 河川係長<br>小達 謙                                                             |
|           | 13：00～14：20 | 関連移転・自動車保管場所の<br>補償  | 東北地方整備局用地部<br>用地対策課 道路係長<br>越智 格                                                             |
|           | 14：30～15：30 | 補償金算定の<br>チェックポイント   | 東北地方整備局用地部<br>用地対策課 業務調整係長<br>嵯峨 隼人                                                          |
|           | 15：40～16：00 | ゼミナールの進め方について        | (株)三和技術コンサルタント<br>堀米 新一                                                                      |
|           | 16：00～17：00 | 議題の班別討議              | (株)田村測量設計事務所<br>鈴木 政志<br>北光コンサル(株)<br>中野 守<br>(株)建設相互測地社<br>斎藤 博実<br>(株)三和技術コンサルタント<br>堀米 新一 |
| 7月 3日 (木) | 9：00～14：30  | 議題の班別討議              | 同上                                                                                           |
|           | 14：40～16：00 | 議題の全体討議              | (株)三和技術コンサルタント<br>堀米 新一                                                                      |
|           | 16：05～16：35 | 全体討議の総括及び<br>検討議題の解説 | (株)三和技術コンサルタント<br>堀米 新一                                                                      |
|           | 16：40～16：50 | 閉講式                  | 事務局                                                                                          |



講 義



班 別 討 議

~~~~~ (事業報告 I) ~~~~

参加者名簿

| No | 会員番号 | 会 員 名 | 氏 名 |
|----|-------|----------------|-------|
| 1 | 2-005 | (株)建設相互測地社 | 大塚 明 |
| 2 | 2-146 | (株)第一補償コンサルタント | 中川直子 |
| 3 | 3-195 | (株)四門東北支店 | 渡邊智 |
| 4 | 2-080 | (株)みちのく計画 | 畠井一真 |
| 5 | 2-207 | (株)総合土木コンサルタント | 長崎絵里 |
| 6 | 2-219 | (株)アドテック | 高砂哲也 |
| 7 | 2-220 | (株)福建コンサルタント | 井上 隆 |
| 8 | 2-024 | (株)寒河江測量設計事務所 | 木村千春 |
| 9 | 2-001 | (株)三和技術コンサルタント | 土田一成 |
| 10 | 3-195 | (株)四門東北支店 | 川岡臣昭 |
| 11 | 2-218 | (有)新興技術 | 佐々木将広 |
| 12 | 2-008 | 東邦技術(株) | 今野朋江 |
| 13 | 2-075 | (株)都市技術 | 中村晋也 |
| 14 | 2-007 | エイト技術(株) | 高瀬蓮 |
| 15 | 2-218 | (有)新興技術 | 村田定夫 |
| 16 | 2-009 | 北光コンサル(株) | 石川恵太 |
| 17 | 2-214 | (株)測地コンサルタント | 佐々木美幸 |
| 18 | 2-020 | (株)東北補償コンサルタント | 廣野孝平 |



全體討議

令和7年度 専門研修（土地収用）カリキュラム

| 月 日 | 時 間 | 教 科 名 | 講 師 |
|------------|-------------|------------------------|---|
| 10月29日 (水) | 9：45～9：55 | 全体説明 | 事務局 |
| | 10：00～12：00 | 事業認定申請書作成の留意点 | 東北地方整備局
用地部用地企画課
収用第一係長
三浦 博志 |
| | 13：00～14：30 | 裁決申請書作成の留意点 | 東北地方整備局
用地部用地企画課 用地官
一関美由紀 |
| | 14：40～16：25 | 事業認定申請図書の作成 | 支部会員
エイト技術(株)
嶋本 勝 |
| | 16：30～17：00 | 演習課題の進め方の説明及び質疑応答 | 支部会員
(株)東日本エンジニアリング
宮本 淳 |
| 10月30日 (木) | 9：00～12：00 | 事業認定申請書作成の実務
(演習課題) | 支部会員
(株)東日本エンジニアリング
藤原貴美夫
(株)秋元技術コンサルタンツ
安田 均
東北エンジニアリング(株)
工藤 由次
エイト技術(株)
嶋本 勝
(株)東日本エンジニアリング
宮本 淳 |
| | 13：00～14：30 | | |
| | 14：40～15：25 | 事業認定申請書関連図書作成の留意事項 | 支部会員
東北エンジニアリング(株)
工藤 由次 |
| | 15：25～16：25 | 演習課題の発表及び解答の解説 | 支部会員
(株)秋元技術コンサルタンツ
安田 均 |
| | 16：35～16：45 | 閉講式 | 事務局 |



講 義 状 況



班 別 討 議

~~~~~ (事業報告 I) ~~~~

参加者名簿

| No | 会員番号  | 会 員 名          | 氏 名         |
|----|-------|----------------|-------------|
| 1  | 2-001 | (株)三和技術コンサルタント | 後 藤 秀 悅     |
| 2  | 2-108 | (株)成和技術        | 堀 江 健 一     |
| 3  | 2-080 | (株)みちのく計画      | 蝦 名 鉄 三     |
| 4  | 2-007 | エイド技術(株)       | 上 野 栄       |
| 5  | 2-043 | (株)田村測量設計事務所   | 小 野 貴 正     |
| 6  | 2-075 | (株)都市技術        | 遠 藤 一 男     |
| 7  | 2-176 | アイテック(株)       | 阿 部 信 孝     |
| 8  | 2-002 | (株)東日本エンジニアリング | 東 海 林 美 美 子 |
| 9  | 2-007 | エイド技術(株)       | 高瀬 蓮        |
| 10 | 2-024 | (株)寒河江測量設計事務所  | 鈴 木 省 吾     |
| 11 | 2-020 | (株)東北補償コンサルタント | 佐 藤 詩 歩     |
| 12 | 2-034 | (株)吉田測量設計      | 鹿 糠 忠 之     |
| 13 | 3-195 | (株)四門東北支店      | 松 田 実 花 子   |
| 14 | 2-080 | (株)みちのく計画      | 畠 井 一 真     |
| 15 | 2-007 | エイド技術(株)       | 山 道 優 真     |



課題発表

## 令和7年度 用地補償業務基礎研修(Ⅱ期) カリキュラム

| 月 日        | 時 間         | 教 科 名                | 講 師                                   |
|------------|-------------|----------------------|---------------------------------------|
| 12月 3日 (水) | 9:30~9:35   | 全体説明                 | 事務局                                   |
|            | 9:35~10:35  | 公共事業と<br>補償コンサルタント業  | 支部会員・総合補償士<br>(株)建設相互測地社<br>川村 政廣     |
|            | 10:45~12:00 | 営業補償の考え方             | 支部会員・補償業務管理士<br>(株)桑折コンサルタント<br>桑折 秀彦 |
|            | 13:00~15:00 | 工作物、立竹木補償の<br>算定の考え方 | 東北地方整備局用地部<br>用地対策課 道路係長<br>越智 格      |
|            | 15:10~17:00 | 土地収用法について            | 東北地方整備局用地部<br>用地企画課 収用第一係長<br>三浦 博志   |
| 12月 4日 (木) | 9:15~10:30  | 通常生ずる損失補償の考え方        | 東北地方整備局用地部<br>用地対策課 河川係長<br>小達 謙      |
|            | 10:40~12:00 | 事業損失の考え方             | 東北地方整備局用地部<br>用地補償課 補償基準係長<br>野坂 健    |
|            | 13:00~14:00 | 用地取得と税制              | 支部会員・総合補償士<br>(株)建設相互測地社<br>川村 政廣     |
|            | 14:10~15:40 | 登記関係について             | 宮城県司法書士会<br>司法書士<br>一刀勇規雄             |
|            | 15:50~16:50 | 用地交渉                 | 東北地方整備局用地部<br>用地補償課 課長補佐<br>長沼 武夫     |
|            | 16:55~17:00 | 閉講式                  | 事務局                                   |



講 義 状 況

(事業報告I)

参加者名簿

| No | 会員番号  | 会 員 名           | 氏 名   |
|----|-------|-----------------|-------|
| 1  | 2-104 | (株) 岩手開発測量設計    | 高橋凌将  |
| 3  | 2-007 | エイト技術(株)        | 野田頭隆太 |
| 4  | 2-007 | エイト技術(株)        | 伝法俊彦  |
| 5  | 2-130 | (株) 三和技術        | 対馬諒   |
| 6  | 3-195 | (株) 四門東北支店      | 大原華子  |
| 7  | 3-195 | (株) 四門東北支店      | 菅原燦   |
| 8  | 3-195 | (株) 四門東北支店      | 黒崎寛朗  |
| 9  | 3-195 | (株) 四門東北支店      | 黒澤佑太  |
| 10 | 2-218 | (有) 新興技術        | 川畠哲人  |
| 11 | 2-023 | (株) 東開技術        | 菊地汎   |
| 12 | 2-008 | 東邦技術(株)         | 高橋学   |
| 13 | 2-008 | 東邦技術(株)         | 播磨英樹  |
| 14 | 2-008 | 東邦技術(株)         | 嵯峨昌洋  |
| 15 | 2-032 | 東北エンジニアリング(株)   | 吉田艶樹  |
| 16 | 2-032 | 東北エンジニアリング(株)   | 佐々木愛  |
| 17 | 2-124 | 東和測量設計(株)       | 今野嵩人  |
| 18 | 2-002 | (株) 東日本エンジニアリング | 中島ますみ |
| 19 | 2-080 | (株) みちのく計画      | 工藤理音  |
| 20 | 2-080 | (株) みちのく計画      | 小井口恵  |
| 21 | 2-203 | みちのくコンサルタント(株)  | 辻愛輝   |
| 23 | 2-077 | 陸奥テックコンサルタント(株) | 佐藤優   |
| 24 | 2-068 | (株) 横山測量設計事務所   | 堀越蓮   |
| 25 | 2-052 | (株) 春日測量設計      | 田島夕希  |
| 26 | 2-005 | (株) 建設相互測地社     | 菅野龍太郎 |
| 27 | 2-005 | (株) 建設相互測地社     | 松本嶺太  |
| 28 | 2-024 | (株) 寒河江測量設計事務所  | 島裕貴   |
| 29 | 2-044 | (株) 庄内測量設計舎     | 上野瑛士  |
| 30 | 2-207 | (株) 総合土木コンサルタンツ | 千葉洋一  |
| 32 | 2-009 | 北光コンサル(株)       | 多田盛光  |
| 33 | 2-009 | 北光コンサル(株)       | 田村哲也  |

※ No.2、No.22 及び No.31 欠番

## 令和7年度 総合補償実務研修カリキュラム

| 月 日     | 時 間         | 教 科 名                          | 講 師                                           |
|---------|-------------|--------------------------------|-----------------------------------------------|
| 9月3日（水） | 13：00～13：10 | 全体説明                           | 事務局                                           |
|         | 13：10～14：10 | 公共用地交渉の心得                      | 東北地方整備局<br>用地部 用地調査官<br>斎藤 二郎                 |
|         | 14：20～15：30 | 用地補償に係る税金等                     | 支部会員<br>(株)建設相互測地社<br>川村 政廣                   |
|         | 15：40～17：00 | 不当要求対応と危機管理                    | (公財)宮城県暴力団追放推進センター<br>相談委員兼講習指導員<br>安達 久志     |
| 9月4日（木） | 9：00～ 9：15  | 模擬公共用地交渉事前説明                   | 事務局                                           |
|         | 9：20～12：00  | 模擬公共用地交渉を実施するための班別検討（補償方針の策定等） | 支部会員エイト技術(株)<br>佐々木 政明<br>(株)建設相互測地社<br>野呂田 天 |
|         | 13：00～14：00 | 模擬公共用地交渉                       | 東北エンジニアリング(株)<br>工藤 由次                        |
|         | 14：10～16：30 | 模擬公共用地交渉総括                     | 東邦技術(株)<br>川崎 満<br>(株)桑折コンサルタント<br>高橋 伸忠      |
|         | 16：40～16：50 | 模擬公共用地交渉総括                     |                                               |
|         | 16：50～17：00 | 閉講式                            | 事務局                                           |



講 義 状 況



班 別 討 議

~~~~~ (事業報告 I) ~~~~

参加者名簿

| No | 会員番号 | 会 員 名 | 氏 名 |
|----|-------|------------------|--------|
| 1 | 2-220 | (株) 福建コンサルタント | 岡崎 宏 |
| 2 | 2-130 | (株) 三和技術 | 坂本慎吾 |
| 3 | 2-176 | アイテック(株) | 志田博幸 |
| 4 | 2-002 | (株) 東日本エンジニアリング | 鈴木かおり |
| 5 | 2-168 | (株) 北日本朝日航洋 | 野田幸夫 |
| 6 | 2-008 | 東邦技術(株) | 播磨英樹 |
| 7 | 2-176 | アイテック(株) | 阿部信孝 |
| 8 | 2-008 | 東邦技術(株) | 大原孝俊 |
| 9 | 2-130 | (株) 三和技術 | 西澤昌義 |
| 10 | 2-080 | (株) みちのく計画 | 畠井一真 |
| 11 | 2-002 | (株) 東日本エンジニアリング | 林部政志 |
| 12 | 2-007 | エイト技術(株) | 大村俊昭 |
| 13 | 2-032 | 東北エンジニアリング(株) | 駒木俊光 |
| 14 | 2-080 | (株) みちのく計画 | 佐々木 静一 |
| 15 | 2-130 | (株) 三和技術 | 佐藤毅 |
| 16 | 2-160 | (株) エヌティーコンサルタント | 藤原正 |



模擬公共用地交渉

「6協会合同コンプライアンス」研修会 (Web配信) — 六団体共催 —

(一社) 建設コンサルタンツ協会東北支部
(公社) 全国上下水道コンサルタント協会東北支部
(一社) 東北測量設計協会
(一社) 東北地質調査業協会
(一社) 日本補償コンサルタント協会東北支部
(一社) 宮城県測量設計業協会

「6協会合同コンプライアンス」研修会が、下記のとおり開催されました。当支部を含む6団体の共催で、当支部からは30会員103名の方々が、Webにより聴講をされました。

はじめに、主催者を代表して、(一社)建設コンサルタンツ協会東北支部 長南憲一総務部会長のご挨拶があり、下記の2題について講話がありました。

聴講いただいた会員の皆様、お疲れ様でした。

記

開催日時：令和7年9月18日（木） 13:55～16:50

○ 「入札談合と独占禁止法」

講師：公正取引委員会事務総局

東北事務所 総務課長 下山博靖 氏

○ 「SNSを利用した情報発信～魅力的な活用とリスク管理～」

講師：一般社団法人 日本メディアリテラシー協会

理事 ブラウン美由紀 氏

東北地区土地政策推進連携協議会 第2回講演会

令和7年9月10日、東北地方整備局において、令和7年度第2回講演会がWeb方式で開催され、当支部会員34会員157名の方が視聴いたしました。

日 時：令和7年9月10日（水）13:30～16:00

会 場：仙台合同庁舎B棟 8F 東北地方整備局用地部 用地事務審査室

1. 開 会

2. あいさつ

東北地区土地政策推進連携協議会事務局

（東北地方整備局 用地部 用地企画課長）

3. 講 演

(1) 所有者不明農地の活用について

農林水産省 東北農政局 経営・事業支援部 農地政策推進課

(2) 所有者不明土地管理命令申立事例について

宮城県 土木部 用地課

(3) 国土の管理構想について

国土交通省 国土政策局 総合計画課 国土管理企画室

4. 閉 会

東北地区土地政策推進連携協議会 講習会

東北地区土地政策推進連携協議会（事務局：東北地方整備局用地部）が主催する講習会が、東北6県において以下の日程で開催（Web方式）され、当支部会員36会員126名の方が視聴いたしました。

1. 開催日程

【青森県】

日 時：令和7年10月10日（金） 13:30～16:00
会 場：青森県庁西棟 8F 889会議室

【岩手県】

日 時：令和7年11月10日（月） 13:30～16:00
会 場：盛岡地区合同庁舎8F 講堂C

【宮城県】

日 時：令和7年10月17日（金） 13:30～16:00
会 場：宮城県行政庁舎18F 1802会議室

【秋田県】

日 時：令和7年11月5日（水） 13:30～16:00
会 場：秋田県庁第二庁舎5F 情報化研修室

【山形県】

日 時：令和7年11月21日（金） 13:30～16:00
会 場：山形県庁15F 1502会議室

【福島県】

日 時：令和7年10月8日（水） 13:30～16:00
会 場：福島県自治会館 506会議室

2. 講習内容

- (1) 所有者不明土地問題に対する法務局の取組状況について
東北各県の法務局
- (2) 相続土地国庫帰属法により国庫に帰属された不動産の管理及び処分について
東北財務局
- (3) 所有者不明土地・相続発生土地に関する取得事例
東北地方整備局

事 業 報 告

(R 7.6～R 7.12)

◆ 役員会

令和7年度

第3回 役員会 (R7.7.8 (月))

1 報告事項

- (1) 前回 (R7.5.15) の議事録について
- (2) 第49回通常総会の議事録について
- (3) 令和7年度県部会事務局会議について
- (4) 本部第1回 (R7.5.22) 理事会について
 - (1) 本部第1回 (R7.5.16) 総務委員会について
- (5) 本部第2回 (R7.6.23) 理事会について
- (6) 国土強靭化中期計画の概要について
- (7) 東北地区土地政策推進連携協議会R7年度総会等について
- (8) 令和7年度実施研修のアンケート結果について
 - (1) 用地補償業務基礎研修 (I期)
- (9) 第22回補償業務発表会について
- (10) 東北地方整備局用地部への研修講師派遣について
- (11) 支部報の県立図書館への寄贈について
- (12) 山形県部会主催のWeb発表会について

2 審議・協議（確認）事項

- (1) 新規入会審査について
- (2) 支部創立50周年に向けた対応について
- (3) 東日本ブロック会議の提案議題について
- (4) 令和8年度の実施研修について

3 その他

- (1) 次回日程について



山内新副支部長



鈴木新幹事

~~~~~ (事業報告Ⅱ) ~~~~

第4回 役員会 (R7.10.6 (月))

1 報告事項

- (1) 前回 (R7.7.8) の議事録について
- (2) 本部第3回 (R7.9.25) 理事会について
 - ① 本部補償業務委員会の議事について
 - ② 本部総務委員会創立50周年記念事業分科会
 - ③ 本部企画・広報委員会の議事について
 - ④ 本部研修委員会の議事について
 - ⑤ 補償業務委員会業務領域拡大分科会
 - ⑥ 本部研修委員会 (動画作成WG) の議事について
- (3) 東北地区土地政策推進連携協議会第1回講演会について
- (4) 支部研修の実施状況について
 - ① 中級研修について
 - ② 総合補償実務研修会について
 - ③ 6団体合同コンプライアンス研修会について
- (5) 支部報の県立図書館への寄贈について
- (6) 支部創立50周年に向けた対応について
- (7) 東北測量設計協会との意見交換会について
- (8) サイバーセキュリティ対策について

2 審議・協議（確認）事項

- (1) 東北地方整備局との意見交換会について
- (2) 支部研修の会場について

3 その他

- (1) 次回日程について

第5回 役員会 (R7.12.15 (月))

1 報告事項

- (1) 前回の議事録 (7.10.6) について
- (2) 本部第5回理事会 (7.11.28) について
- (3) 東北地方整備局意見交換会 (7.11.6) について
- (4) 受注業務等アンケートの照会結果について
- (5) 支部収支状況について

~~~~~(事業報告Ⅱ)~~~~~

- (6) 東北地区土地政策連携協議会講習会について
- (7) 支部研修の実施状況について
 - ① 専門研修（土地取用）
 - ② 用地補償業務基礎研修Ⅱ期
 - ③ 東北地区用対連「補償事例発表会」（Web方式）
- (8) 入札契約制度、月別発注量、及び納期等状況調査について
- (9) 東北地方整備局への年始挨拶について
- (10) R8年度県部会及び支部総会日程について
- (11) R7年秋の叙勲・褒章について
- (12) 国立国会図書館からの照会対応について
- (13) 中部支部不正事案について
- (14) 支部報の県立図書館への寄贈について

2 審議・協議（確認）事項

- (1) サイバーセキュリティ対策について
- (2) 周年記念の対応について

3 その他

- (1) 次回日程について

~~~~~ (事業報告Ⅱ) ~~~~

◆ 委員会

● 総務委員会

令和7年度

第2回総務委員会 (R7.7.14 (月))

1 報告事項

- (1) 前回 (R7.4.8) の議事録について
- (2) 第49回通常総会議事録について
- (3) 令和7年度東日本ブロック会議の出席者について
- (4) 令和7年度県部会事務局会議について
- (5) 令和7年度東北地区用地対策連絡会要望書提出について
- (6) 本部令和7年度第1回総務委員会について
- (7) 令和7年度東北地区土地政策推進連携協議会総会について
- (8) 国土交通大臣表彰の受賞について

2 審議・協議（確認）事項

- (1) 支部創立50周年に向けた対応について
- (2) 令和7年度東日本ブロック会議の議題検討について
- (3) 特定資産の使途について

3 その他

- (1) 次回日程について

第2回総務委員会 (R7.10.20 (月))

1 報告事項

- (1) 前回 (R7.7.14) の議事録について
- (2) 令和7年度東北地方整備局の要望書について
- (3) 令和7年度東北地区土地政策推進連携協議会講演会等について
  - ① 講演会について
  - ② 講習会について
- (4) 令和7年度東日本ブロック会議について
- (5) 特定資産の使途について

2 審議・協議（確認）事項

- (1) 支部創立50周年に向けた対応について
- (2) サイバーセキュリティ対策について

## ~~~~~ (事業報告Ⅱ) ~~~~

- (3) 支部研修の会場について
- (4) 研修におけるアンケートシステムについて
- (5) 各県部会の要望書の取り扱いについて

### 3 その他

- (1) 次回日程について

## ● 企画・広報委員会

令和7年度

第1回企画・広報委員会 (R7.6.17 (火))

### 1 報告事項

- (1) 前回 (R7.2.13) の議事録について
- (2) 本部委員会 (R7.3.3) の議事概要について
- (3) 令和7年度本部及び支部の事業計画について
- (4) 本部令和7年度要望書について
- (5) 支部報及び本部報の掲載順について
- (6) 支部報の県立図書館への寄贈について

### 2 審議・協議事項

- (1) 支部創立50周年に向けた対応について
- (2) 本部委員会の意見照会について

### 3 その他

- (1) 次回予定について

第2回企画・広報委員会 (R7.9.9 (火))

### 1 報告事項

- (1) 前回 (R7.6.17) の議事録について
- (2) 本部第1回委員会の報告事項について
- (3) 本部作成のパンフレット等について
  - ① 日本補償コンサルタント協会
  - ② 補償業務管理士
  - ③ 補償コンサルタント
- (4) 支部報の県立図書館への寄贈について
- (5) 本部報の編集方針について
- (6) 支部創立50周年に向けた対応について

## ~~~~~ (事業報告Ⅱ) ~~~~

### 2 審議・協議事項

- (1) 広報誌「東北支部報」及びホームページの編集内容について
- (2) 本部報の分担等について
- (3) 本部委員会の意見照会について
  - ① 国交本省への要望等
  - ② 業務拡大等の広報活動について
- (4) 支部創立50周年に向けた対応について

### 3 その他

- (1) 次回予定について

## 第3回企画・広報委員会 (R7.12.22(月))

### 1 報告事項

- (1) 前回(R7.9.9)の議事録について
- (2) 本部第2回委員会の報告事項について(山内委員長)
- (3) 本部作成のパンフレット等について
  - ① 補償コンサルタント(補償関連部門・総合補償部門)
  - ④ 国立国会図書館の照会対応について
  - ⑤ 補償業務管理士の研修及び検定試験の受験資格等の見直しについて
  - ⑥ 支部報の県立図書館への寄贈について

### 2 審議・協議事項

- (1) 広報誌「東北支部報」の表紙の対応について
- (2) 本部報の分担等について
- (3) 本部委員会の意見照会について
  - ① 国交本省への要望等
  - ② 業務拡大等の広報活動について
- (4) 支部創立50周年に向けた対応について

### 3 その他

- (1) 次回予定について

## ~~~~~ (事業報告Ⅱ) ~~~~

### ● 研修委員会

令和7年度

第1回研修委員会 (R7.6.23(月))

#### 1 報告事項

- (1) 前回 (R7.1.28) の議事録について
- (2) 令和7年度事業計画について
  - (1) 令和7年度 研修実施計画
  - (2) 令和7年度 補償業務実施計画
- (3) 用地補償業務基礎研修（I期）アンケート結果について
- (4) 東北地方整備局用地部への研修講師の派遣について
- (5) 補償業務発表会スケジュール等について
- (6) 補償業務発表会 配席図

#### 2 審議・協議事項

- (1) 本部委員会照会事項について
- (2) 令和8年度 研修実施計画（会場）

#### 3 その他

- (1) 次回予定について

第2回研修委員会 (R7.8.21(木))

「木造建物の調査算定の実務」動画作成WG打合せ

#### 1 報告事項

- (1) 【確認】動画作成WG担当箇所について
- (2) 第1回 動画作成WG議事概要について
- (3) 動画作成の方針について

#### 2 協議事項

- (1) 木造建物の調査算定の実務（元版）
- (2) 東北担当動画（案）

#### 3 その他

- (1) 次回予定について

## ~~~~~ (事業報告Ⅱ) ~~~~

### ● 補償業務委員会

令和7年度

第1回補償業務委員会 (R7.10.1(水))

#### 1 報告事項

- (1) 前回 (R7.2.4) の議事録について
- (2) R7年度補償業務委員会の事業計画について
- (3) 受注業務等アンケートの調査について
- (4) 入札契約制度、月別発注量及び納期等状況調査について
- (5) 本部補償業務委員会について
- (6) 業務領域拡大分科会について

#### 2 審議・協議事項

- (1) 入札契約制度、月別発注量及び納期等状況調査について
- (2) 東北地方整備局実務担当者との意見交換会について
- (3) 本部補償業務委員会の照会について
- (4) 支部創立50周年に向けた対応について

#### 3 その他

- (1) 次回予定について

## ~~~~~ (事業報告Ⅱ) ~~~~

### ◆ 意見交換（要望）会

#### 【東北支部】

##### ○ 東北地方整備局用地部との意見交換会

開催日 R7.11.6 (木)

会場 パレスへいあん

#### 要望事項

- 1 地域コンサルタントの活用について
- 2 安定的かつ持続的な業務量の確保について
- 3 年間業務量及び納期の平準化、並びに工期変更対応について
- 4 発注歩掛等の継続的検証について
- 5 技術者単価及び低入札価格調査基準の見直しについて
- 6 補償コンサルタントCPD制度の活用について
- 7 補償コンサルタントとしての資質向上のための支援について
- 8 東北地区用地対策連絡会会員への情報提供等について

#### その他の要望事項

- 1 「東北地区土地政策推進連携協議会」の状況等について
- 2 災害への対応及び支援の動向について
- 3 用地補償総合技術業務について
- 4 用地関係資料作成整理等業務について
- 5 補償コンサルタント業務における入札契約手続きの動向について
- 6 用地業務分野でのDXの取り組みについて
- 7 会計検査の受検内容について

#### 出席者

東北地方整備局 用地部長、用地調整官、用地企画課長、用地企画課長補佐

東 北 支 部 支部長、副支部長、幹事4名、事務局

#### 【各県部会】

##### ○ 青森県県土整備部監理課等との意見交換会

開催日 R7.7.28 (月)

会場 青森県庁 西棟大会議室

#### 議題等

- 1 補償業務体制への支援等について
- 2 優良建設関連業務表彰制度について
- 3 業務量の拡大と品質確保の確保・向上について
- 4 人材の確保・育成と技術者の待遇改善について
- 5 協会会員の一層の活用について

## ~~~~~(事業報告Ⅱ)~~~~~

### 6 その他

#### 出席者

青森県 県土整備部監理課長、用地・土地利用対策GM等、

6県土整備事務所 用地課長

県部会 会長、副会長、各委員長・副委員長ほか

#### ○ 青森県県土整備部との意見交換会（青森県測量設計コンサルタント協会との合同）

開催日 R7.9.10 (水)

会 場 青森県庁 北棟3階 県土整備部長室

#### 議題等

- 1 安全・安心で持続可能な県土づくりのための予算の確保について
- 2 働き方改革に伴う配慮について（早期発注、納期の平準化など）
- 3 ウィークリースタンス等の業務・推進方法について
- 4 県内コンサルタントの活用拡大について
- 5 入札契約方式について
- 6 DX、BIM/CIM推進について

#### 出席者

青森県 県土整備部長、同理事、同次長、監理課長、整備企画課長等

県部会 2協会 会長、副会長、各委員長・副委員長

#### ○ 山形県県土整備部との意見交換会（山形県部会を含む山形県建コン四団体）

開催日 R7.9.3 (水)

会 場 山形グランドホテル

#### 議題等

- 1 働き方改革の実現
- 2 県内企業への発注拡大
- 3 入札制度関係
- 4 山形県建設DX推進戦略関係
- 5 その他

令和6年7月豪雨災害対応時の課題等調査より

#### 出席者

山形県 県土整備部長、技術統括監、建設企画課長外 計13名

県部会 各団体会長、副会長外 計10名

## ~~~~~(事業報告Ⅱ)~~~~~

### ○ 山形県県土整備部県土利用政策課との意見交換会

開催日 R7.11.11 (火)

会 場 一般社団法人 山形県測量設計業協会

議題等

- 1 用地業務発注の平準化、早期発注に伴う事前協議の徹底について
- 2 働き方改革への経費対応について
- 3 その他

出席者

山形県 県土利用政策課長、課長補佐外 計4名

県部会 会長、副会長、幹事、監事、四団体事務局長 計8名

### ○ 宮城県土木部との意見交換会

開催日：R6.9.3 (火)

会 場：仙台市 宮城県庁 8階収用委員会室

議題等

[県部会から土木部へ]

- 1 ウィークリースタンスへの取り組みのお願い
- 2 駐車場等の使用実態調査における想定外時間の調査に関する追加調査費用の計上のお願い
- 3 解体工事に伴う石綿含有建材の調査・報告費用の補償金算定に関する今後の方針等について

[土木部から県部会へ]

- 1 用地調査等業務委託の成果品について
- 2 事業損失調査における屋根部分の取扱いについて

出席者

宮城県 農林水産部農地整備課副主幹、建設部建設政策課チームリーダー外

県部会 会長、副会長、幹事、企画委員、研修委員、事務局

### ○ 仙台市との意見交換会

開催日：R6.11.14 (木)

会 場：仙台市 仙台市役所 8階 第四委員会室

議題等

[県部会から仙台市へ]

- 1 ウィークリースタンスへの取り組みのお願い
- 2 今年度から削除された曳家工法採用時における設計工事監理料を求める率について

## ~~~~~(事業報告Ⅱ)~~~~~

て、暫定的措置（昨年度の率を採用）のお願い

### 3 公共水道の見積徵収に関して

① 水道局を通じて事前に公認店への働きかけのお願い

② 設計書へ費用計上のお願い

出席者

仙台市 財政局長、参事兼用地課長ほか 計6名

県部会 副会長、幹事、企画委員、研修委員、事務局 計8名

### ○ 福島県土木部土木総務課用地室との意見交換会

開催日：R6.12.19（木）

会場：コラッセふくしま

議題等

福島県部会からの要望と福島県土木部土木総務課用地室からの要望を持ち寄り要望の回答をもって意見交換する。

出席者

福島県 福島県土木部土木総務課用地室 用地室長外3名

県部会 会長外役員5名、事務局

## ◆ そ の 他

「東日本ブロック会議」、「(一社)補償コンサルタント協会東北地区連絡協議会」及び「東北支部第4回 ゴルフコンペ」が、それぞれ開催されました。

### ○ 東日本ブロック会議

担当：関東支部  
日 時：R7.10.15（水） 14:00～17:00  
会 場：栃木県宇都宮市  
ライトキューブ宇都宮

#### 1 議 題

- (1) 補償業務管理士試験の受験要件の緩和について【継続】（北海道支部）
- (2) 各支部の広報活動の取り組み状況について（東北支部）
- (3) 用地調査点検等技術業務の運用実態について（関東支部）
- (4) 補償コン業務の総合評価落札方式における加点措置の現状について（北陸支部）
- (5) 用地調査等業務における個人情報の取扱い及び行政情報流出防止対策について（中部支部）
- (6) その他  
補償コンサルタント登録規程の施行及び運用における登録要件の緩和  
(本部への要望事項)

#### 2 参加者

本 部（会長、副会長、専務理事） 5名  
支 部（支部長、副支部長、事務局長等） 41名



### ○ (一社) 補償コンサルタント協会東北地区連絡協議会

担 当：福島県部会  
日 時：R7.10.9（木）15:00  
会 場：福島県会津若松市

## ~~~~~(事業報告Ⅱ)~~~~~

議題：各県部会の事業報告、事業計画及び活動状況に関する意見交換

参加者：各県部会長等、支部事務局 21名



田村支部長挨拶



阿部福島県部会長挨拶

### ○ 東北支部第4回ゴルフコンペ

令和7年10月8日（水）、東北支部第4回ゴルフコンペが開催されました。

当日は、午前中曇り空から徐々に晴れて、まずまずのコンディションの中、仙台 ヒルズゴルフ俱楽部（仙台市泉区実沢地内）において、7名が参加して開催されました。

コンペの結果は、優勝 荒井隆志氏（株寒河江測量設計事務所）、準優勝 佐藤修司氏（株三和技術コンサルタント）、第3位 山内一晃氏（エイコウコンサルタンツ株）でした。



優勝の荒井隆志氏を囲んで

### 第4回東北支部杯ゴルフコンペ参加者名簿

|   | 所属県部会 | 会員番号  | 会員名             | 参加者名  |
|---|-------|-------|-----------------|-------|
| 1 | 青森県部会 | 2-130 | 株式会社三和技術        | 太田文隆  |
| 2 | 青森県部会 | 2-174 | エイコウコンサルタンツ株式会社 | 山内一晃  |
| 3 | 山形県部会 | 2-001 | 株式会社三和技術コンサルタント | 佐藤修司  |
| 4 | 山形県部会 | 2-024 | 株式会社寒河江測量設計事務所  | 安孫子文剛 |
| 5 | 山形県部会 | 2-024 | 株式会社寒河江測量設計事務所  | 荒井隆志  |
| 6 | 山形県部会 | 2-044 | 株式会社庄内測量設計舎     | 大宮達徳  |
| 7 | 福島県部会 | 2-220 | 株式会社福建コンサルタント   | 井上隆   |

~~~~~(県部会の所在地)~~~~~

県部会事務局所在地等

| 県部会名 | 住 所 | 連 絡 先 | 県 部 会 長 名 | |
|-------|---|--------------|-----------|----------------|
| | | | 氏 名 | 会 社 |
| 青森県部会 | 〒030-0822
青森市中央1－1－8 | 017-777-6799 | 山内 一晃 | エイコウコンサルタンツ(株) |
| | | 017-777-2598 | | |
| 岩手県部会 | 〒023-0025
奥州市水沢字高網33
(株)東開技術内 | 0197-24-1311 | 鈴木 誠弥 | (株) 東開技術 |
| | | 0197-22-2509 | | |
| 秋田県部会 | 〒013-0046
横手市神明町9－20
(株)遠藤建築設計事務所内 | 0182-32-8864 | 伊藤 高広 | (株)第一補償コンサルタント |
| | | 0182-32-8862 | | |
| 山形県部会 | 〒990-0024
山形市あさひ町25－17
OffIce ZAO 2F東 | 023-631-4433 | 田村 道雄 | (株)田村測量設計事務所 |
| | | 023-631-4434 | | |
| 宮城県部会 | 〒982-0023
仙台市太白区鹿野2－10－14
(株)秋元技術コンサルタンツ内 | 022-248-5231 | 秋元 俊通 | (株)秋元技術コンサルタンツ |
| | | 022-246-3160 | | |
| 福島県部会 | 〒960-8066
福島市矢剣町18－26
(株)東北補償コンサルタント内 | 024-525-2733 | 阿部 忠宏 | (株)東日本エンジニアリング |
| | | 024-531-5058 | | |

(注) 連絡先上段は電話番号、下段はFAX番号です。

~~~~~(PRコーナー)~~~~~

## お 知 ら せ

補償コンサルタント請負業務における成果品については、従来から会員各位がそれぞれ独自の製本材料を使用して成果品を作成し、納入して来ておりますが、作業の能率化と経費節減のため、製本材料の規格の統一化を計り、平成2年4月から実施しているところです。また、成果品の取納箱

には当協会東北支部名の入ったシール（写真）を貼付することとなっております。

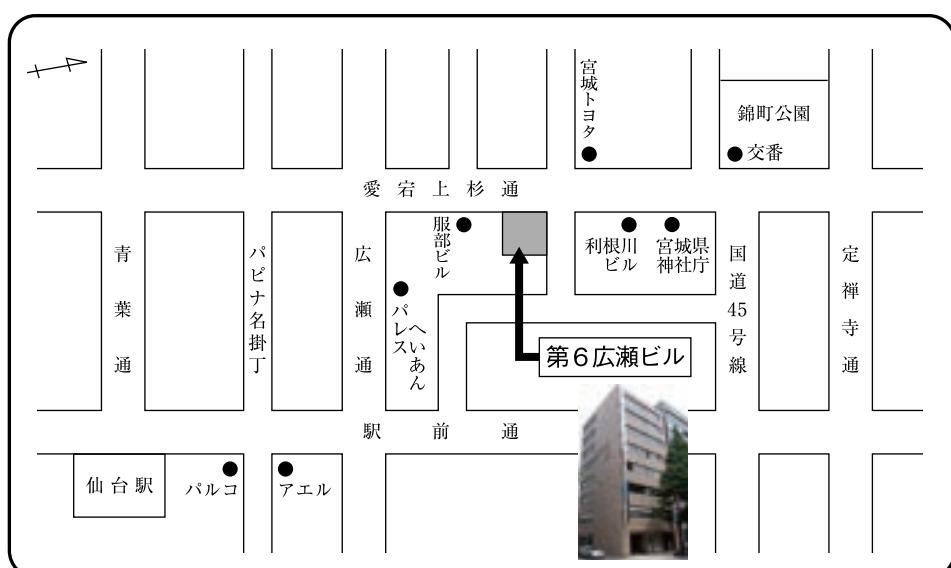
シールは10枚1シートとして消費税込みで220円で有償頒布しております。

ご希望の方は、事務局までお申し込み下さい。



### <事務局所在地案内図>

郵便番号 980-0014  
仙台市青葉区本町1丁目3番9号 第6広瀬ビル7F



お近くにおいでの方はお立ち寄り下さい。

## = 編 集 後 記 =

### 「丙午」に思う

新年、明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、輝かしい新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。

本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

さて、今年の干支は「丙午」ということで、意味合いとしては、「情熱と行動力で突き進む」、「燃え盛るようなエネルギーで道を切り開く」といった意味があるそうで、何か縁起のよさが表されています。

趣味というほどではありませんが、子供の頃から「馬（競走馬）」を観ることが好きでした。父親が転勤族でしたので、東北地方の各地で過ごしました。その影響も若干あるのでしょうか。福島市に住んでいる頃、近くに東北地方で唯一の中央競馬が開催される福島競馬場があり、開催中の週末よく家族で訪れておりました。

まだ、小学生の子供でしたが、青空の下グリーンのターフに寝転んで、初めて間近で見る競走馬の迫力、スピードに戦慄を覚えました。当時はハイセイコーがブームで鞍上していた騎手の増沢末夫さんが「さらばハイセイコー」という歌で歌手デビューしたの覚えてています。

その後、父親が大崎市に居を構えたので、転居することは無くなったのですが、競走馬を観ることは好きで、TVの競馬中継は見ていました。悲運の名馬「テンポイント」とか、アナウンサーが「あっと驚く、ギャロップダイナ」と実況したG1レースは今でも覚えています。

社会人になってからは、特に、騎手の武豊さんが好きで、彼が騎乗する馬券を購入して「いい夢」を見させていただいたこともあります。

そんな彼も50代の中頃となりましたが、競馬界のレジェンドとして未だに現役の騎手として活躍されており、ご自身の日頃からの節制もあるのでしょうか、競馬に打ち込む姿は、まさに今年の「干支」にふさわしい限りです。

とりとめの無いことを書いてしまいましたが、今年は、京都とか中山に行ってみようかと考えております。

皆様も、何か新しいことにチャレンジしてみては、いかがでしょうか。

本誌の発行につきまして、ご協力を賜りました皆様に対しまして、心から御礼を申し上げます。

支部事務局

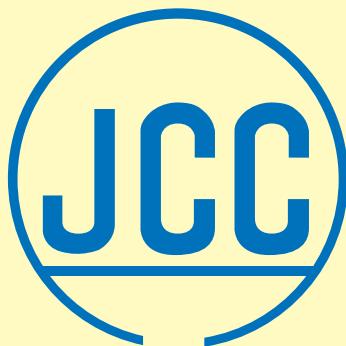
[企画・広報委員]

◎山内 一晃 ○高橋 淳市 土門 高大

柏木 亮 富樫 朋子 安藤 和幸

(事務局：遠山 典幸・重田 久美)

◎委員長 ○副委員長



東北支部報／第81号

発行／令和8年1月

発行所

一般社団法人

日本補償コンサルタント協会東北支部

〒980-0014 仙台市青葉区本町1丁目3-9

第六広瀬ビル7階

電話(022)261-1935

FAX(022)261-4558